大牟田市ごみ処理基本計画

令和元年12月

目次

第１章　計画の基本的事項 1
１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置付け 2
３　計画対象範囲 3
（１）計画対象区域 3
（２）計画の範囲 3
４　計画期間 3
第２章　大牟田市の概況 3
１　位置及び地勢 3
２　社会的条件 3
（１）人口等 3
（２）産業構造 5
（３）土地利用状況 7
第３章　ごみ処理の現状と課題 7
１　ごみ処理の現状 7
（１）ごみ総排出量 7
（２）市民一人一日あたりのごみ排出量 9
（３）市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量 9
（４）総資源化量 10
２　ごみ処理の流れ 11
３　燃えるごみの性状 12
（１）ごみの組成 12
（２）ごみの三成分 13
４　ごみの減量化・資源化の現状と課題 13
（１）家庭系ごみ 14

（２）事業系ごみ……14
５　収集運搬の現状と課題……14
６　中間処理の現状と課題……15
（１）燃えるごみ・可燃性大型ごみ……15
（２）燃えないごみ・不燃性大型ごみ・資源物……17
７　最終処分の現状と課題……18
８　ごみ処理経費の現状……20
９　前計画の目標に対する進捗状況……21
（１）前計画における施策……21
（２）前計画の目標に対する達成状況……25
第４章　現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来推計……26
１　将来のごみ排出量を予測するための人口推計……26
２　ごみ総排出量……26
３　家庭系ごみ……27
４　事業系ごみ……27
第５章　基本理念・基本方針……29
１　基本理念……29
２　基本方針……29
３　各主体の役割……30
第６章　数値目標……31
１　ごみ総排出量……32
２　市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量……33
３　リサイクル（再生利用）率……34
４　最終処分量……36
第７章　目標達成に向けた取組……37
１　目標達成に向けた施策体系……37
２　基本方針に基づく施策目標と主な取組……38

３　基本方針に基づく主な施策目標と減量目標 40
４　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係 41
５　基本方針に基づく各取組の展開 44
（１）≪基本方針 1≫　排出抑制の推進～２Ｒの取組の強化～ 44
（２）≪基本方針２≫　資源化の推進～リサイクル（再生利用）率の向上～ 51
（３）≪基本方針３≫　適正処理の推進～環境負荷の軽減と地域環境の保全への配慮～ 54
第８章　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分 57
第９章　ごみ処理に関する基本的事項 58
１　収集・運搬計画 58
２　中間処理計画 59
３　最終処分計画 60
第 10 章　その他ごみ処理に関し必要な事項 60
１　災害時の廃棄物処理に関する対策 60
２　不適正処理対策 60
（１）不法投棄対策 60
（２）野外焼却対策 60
３　処理困難物の適正処理対策 61
（１）処理困難物 61
（２）法令等に定めがあるもの 61
（３）医療系感染性廃棄物 61
第 11 章　計画の進捗管理 61
１　ごみ処理基本計画に基づく施策の実施 61
２　ごみ処理基本計画の評価 61
３　ごみ処理基本計画の見直し 61
参考　用語集 63

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の趣旨

これまで続いてきた大量生産・大量消費の社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、私たちに物質的・経済的な豊かさを享受してきた反面、大量廃棄などにより廃棄物を増加させました。その結果、環境負荷の増大や天然資源の枯渇の懸念、地球温暖化など、地球規模の環境問題を引き起こしてきました。

また、これらに加え、近年では生物多様性の損失などの新たな環境問題も生じています。

このような環境問題を引き起こす一因である大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、３Ｒ（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を基本とした、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の減量化・資源化を推進し、資源が効率よく循環する、環境負荷の軽減に向けた持続可能な循環型社会の構築が求められています。

こうした中、国においては、持続可能な循環型社会形成に向けて循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や資源の有効な利用促進に関する法律をはじめとする個別リサイクル法の制定・改正による法整備を進めてきました。

このような国の方針の下、市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっています。

一般廃棄物処理計画は、ごみ及びし尿や浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項を定める一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画で構成されます。

ごみ処理基本計画の策定にあたっては、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、国や県の関係法令や計画、一般廃棄物の発生見込み、市民等の意識向上などを踏まえ、計画実現に向けた現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

本市においては、循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・市の各主体が、３Ｒを基本としたごみの減量化・資源化を推進することとして、平成 18 年 2 月に「大牟田市ごみ処理基本計画」（前計画）を策定しました。この計画に基づき、市民・事業者との協働によるごみの発生抑制、リサイクルの推進に取組み、ごみ総排出量を 30 パーセント以上（平成 17 年度と平成 30 年度との比較）、大幅に減少させることができました。また、ごみ処理施設の安定稼動や延命化を図るとともに、廃棄物の適正処理に向けたごみ処理体制の確立を目指してきました。その後、平成 24 年 4 月に（前計画の）一部改定を行い、更なる一般廃棄物の排出抑制・資源化等の推進を図っているところです。

この間、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取組むという、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択され、その中では、廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用による大幅な削減などの資源･廃棄物問題を含む取組目標が示されたところです。

また、国においては、こうしたＳＤＧｓの考え方を踏まえ、これまでの３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進から、循環の「質」にも着目した２Ｒ（リデュース、リユース）の取組を一層進めることが示されたところです。

ごみ処理基本計画は、このような社会情勢の変化を踏まえ、令和元年度で前計画の計画期間が満了することに伴い、本市の一般廃棄物（ごみ）を取り巻く現状と前計画の評価やごみ排出量の将来予測等を見据えながら、市民、事業者、市の各主体が積極的に参加し取組むことで、持続可能な循環型社会構築に向けた施策の一層の推進を図るため、今後の本市におけるごみ処理の在り方について新たに策定するものです

２　計画の位置付け

大牟田市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）と関連計画・法律との関係は、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画と整合を図るものとします。

なお、本計画は、一般廃棄物のうち、ごみ処理に係る事項を定めるものとします。

図 1-1　本計画と関連計画・法律との関係

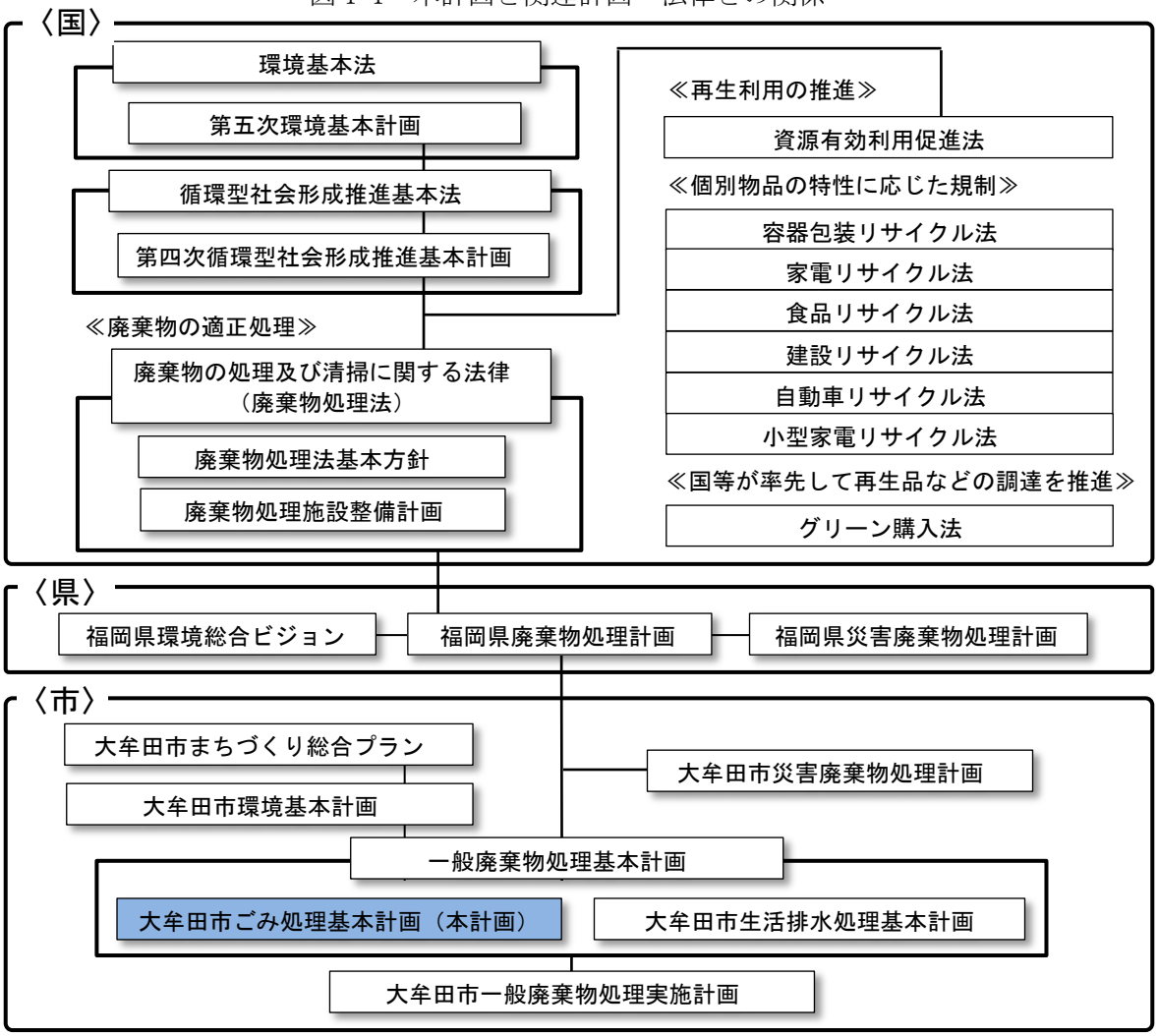

3　計画対象範囲

（１）計画対象区域

本計画の対象区域は、大牟田市全域とします。

（２）計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、市内から排出される廃棄物のうち一般廃棄物を対象とし、そのうち「ごみ」に関するものとします。

図 1-2　本計画の対象廃棄物

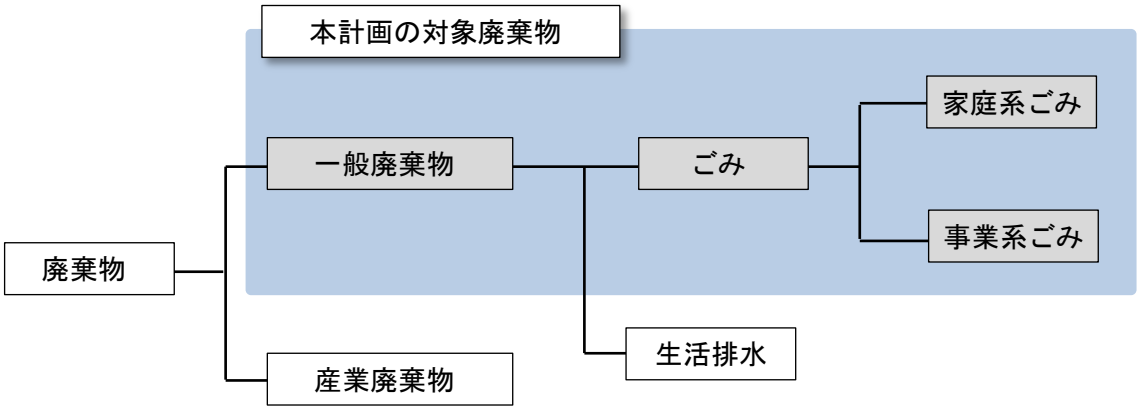

4　計画期間

本計画の計画期間は、令和 2（2020）年から令和 11（2029）年の 10 年間としますが、概ね 5 年ごとに、また、諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

第２章　大牟田市の概況

1　位置及び地勢

本市は、福岡県の南端に位置し、総面積は 81.45 ㎢で、東部は三池山や大間山などの低山地帯、西部は有明海に面し、干拓地や埋立地が広がっています。市の中央部から南部にかけては、熊本県荒尾市に続く三池平野が広がっています。

2　社会的条件

（１）人口等

①総人口・世帯数

平成 30 年 10 月 1 日の本市の人口（住民基本台帳）は 115,557 人で、人口は減少傾向にあります。世帯数についても、56,937 世帯で平成 24 年度以降減少傾向にあります。

図 2-1　　人口及び世帯数の推移

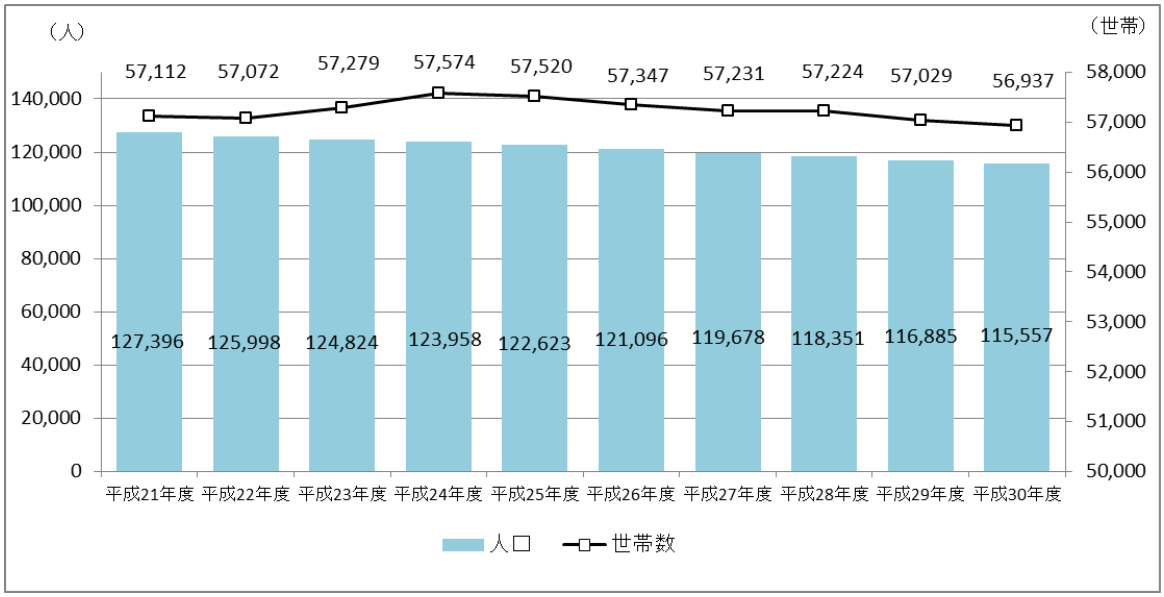

②年齢構成（年齢 3 区分別人口）の推移

年齢 3 区分別人口では 65 歳以上の老年人口が増加傾向であり、その他の区分については、減少傾向となっています。

図 2-2　　年齢 3 区分別人口の推移

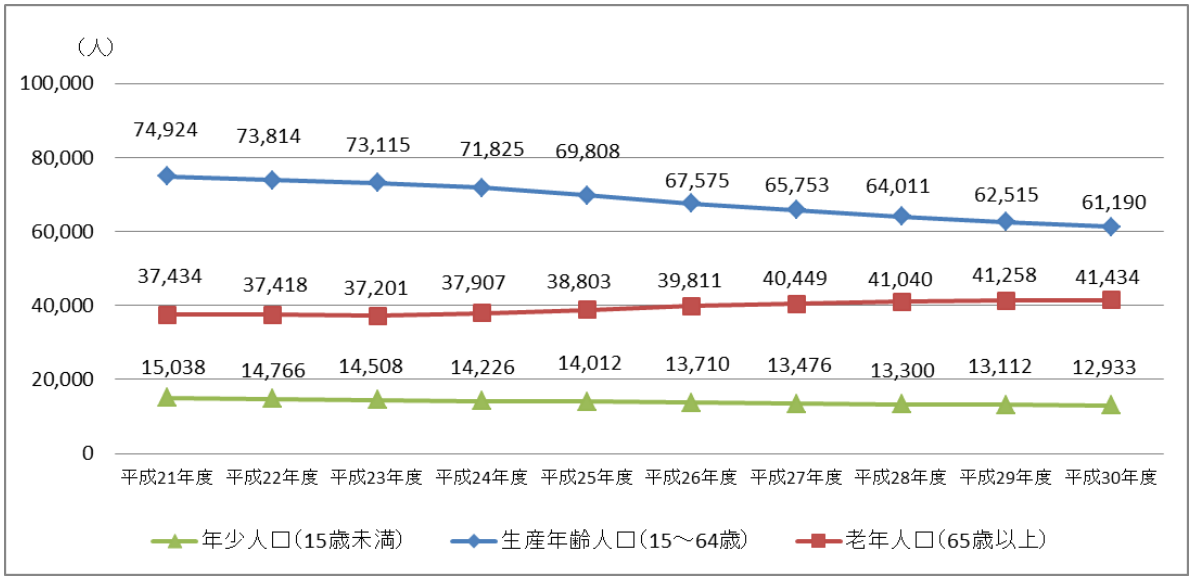

（２）産業構造

本市の産業については、第三次産業が約 85%を占め、従業者数は約 80%を占めている状況です。平成 28 年度は、平成 26 年度と比較すると、多くの業種で事業所数は減少していますが、「医療、福祉」と「電気･ガス熱供給水道業」は増加しています。

表 2-1　産業構成

産業	平成 26 年度		平成 28 年度	
	事業所数	従業者数（人）	事業所数	従業者数（人）
第一次産業計	4	140	4	140
農林漁業	4	140	4	140
第二次産業計	810	10,892	777	10,567
鉱業、破砕業、砂利採取業	1	1	1	1
建設業	521	4,005	503	3,619
製造業	288	6,886	273	6,947
第三次産業計	4,986	43,745	4,628	38,709
電気・ガス熱供給水道業	11	332	16	387
情報通信業	23	244	23	232
運輸業、郵便業	114	2,375	110	2,430
卸売業・小売業	1,683	11,174	1,573	9,941
金融業・保険業	90	1,049	78	953
不動産業、物品賃借業	276	719	239	633
学術研究、専門・技術サービス業	159	881	146	720
宿泊業、飲食サービス業	821	4,837	782	4,590
生活関連サービス業、娯楽業	600	2,470	549	2,073
教育、学習支援業	215	2,496	162	1,380
医療、福祉	543	12,791	555	12,188
複合サービス業	35	429	35	413
サービス業	392	2,686	360	2,769
公務	24	1,262	－	－
合　計	5,800	54,777	5,409	49,416

出典：「経済センサス」（平成 26 年度、平成 28 年度）総務省・経済産業省

図 2-3　平成 28 年度事業所数の割合

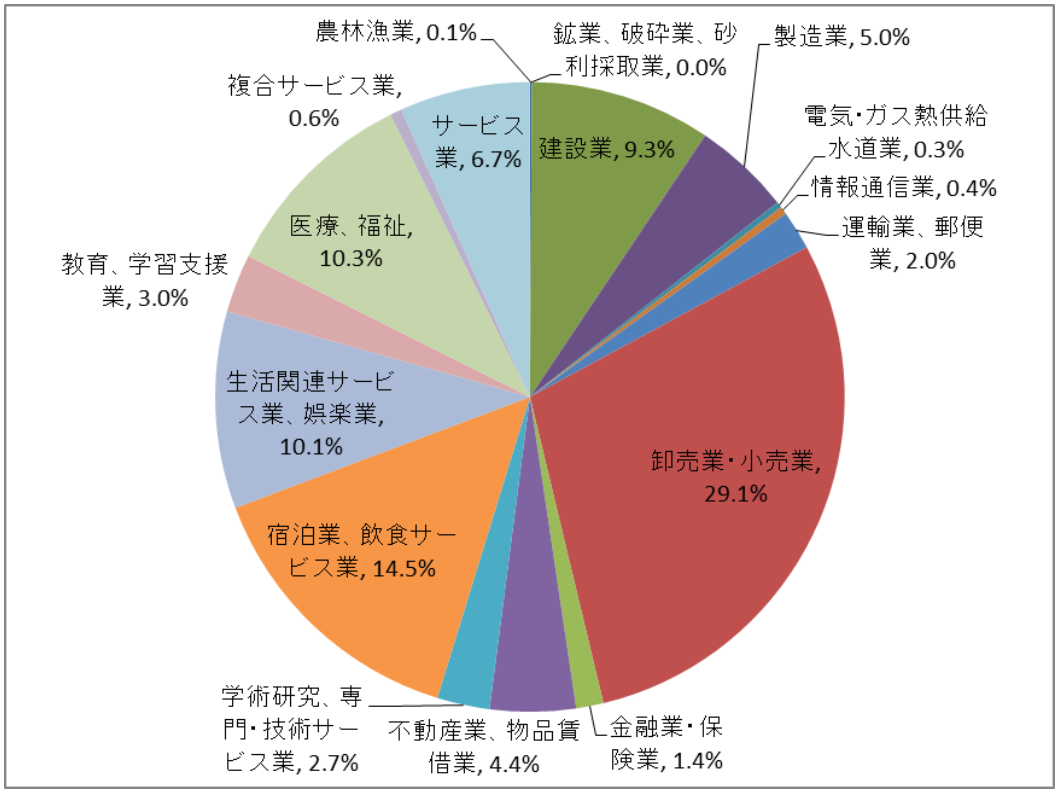

図 2-4　平成 28 年度従業者数の割合

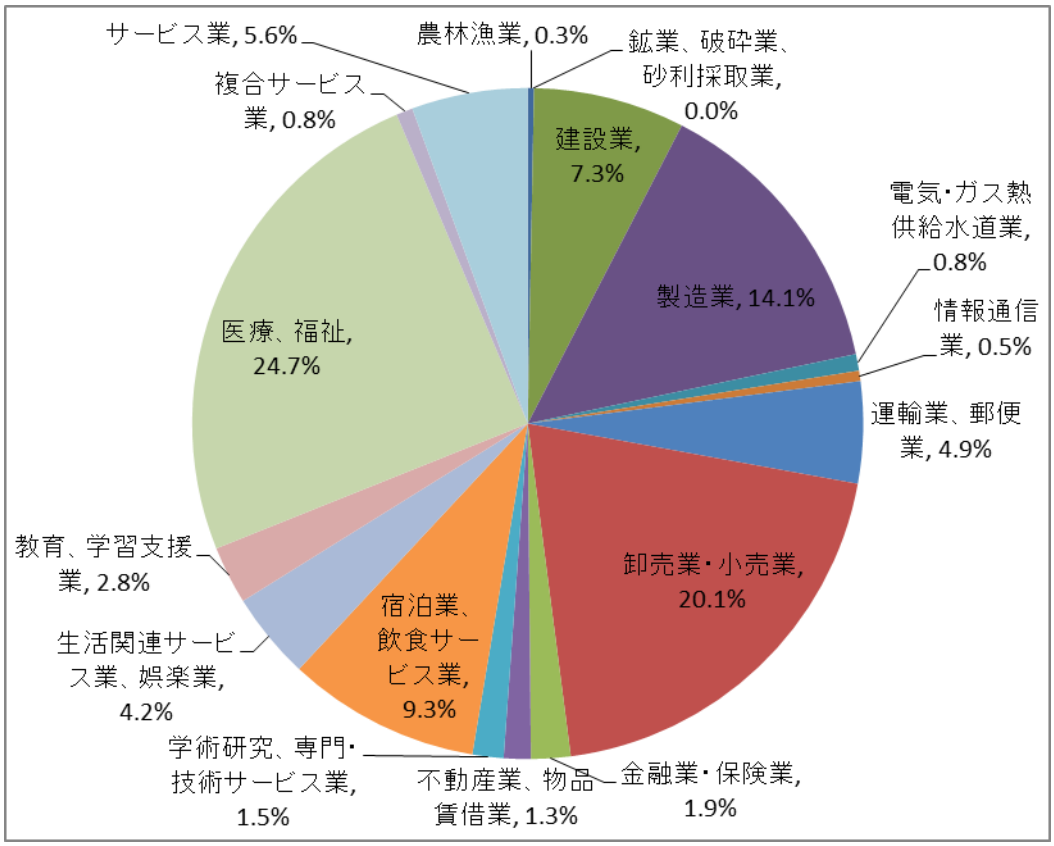

（３）土地利用状況

本市の土地利用状況は、「宅地」が 43.6%を占め、次に「田」が 17.2%を占めている状況です。

表 2-2　土地利用状況

（平成 29 年 1 月 1 日現在）

総面積	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地
47.99（k㎡）	20.94	8.24	5.53	7.38	0.71	0.13	5.06
構成比（%）	43.6	17.2	11.5	15.4	1.5	0.3	10.5

※国や地方公共団体の所有地、公用地墓地、道路、水路、ため池、社寺等の非課税は含まない。

図 2-5　土地利用状況割合

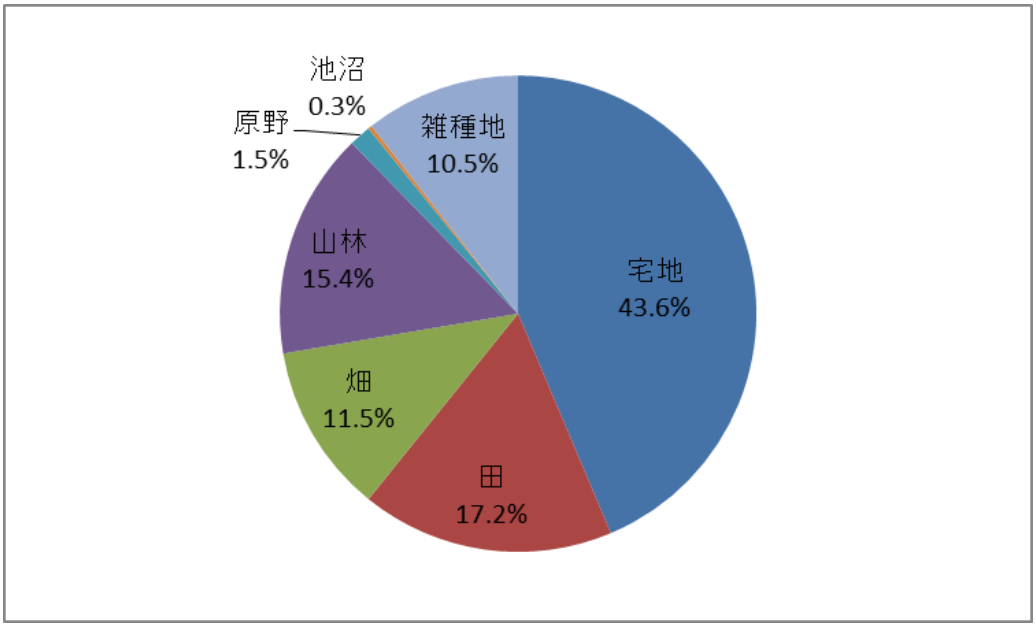

第３章　ごみ処理の現状と課題

１　ごみ処理の現状

（１）ごみ総排出量

本市のごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物）総排出量については、ごみの減量化・資源化の推進、ごみ排出者としての意識の向上、最終処分場の延命化、ごみ処理経費の削減を目的として平成 18 年 2 月の有料指定袋・指定シール制度の導入、３Ｒの推進や市民に対する意識啓発の取組により市民のごみ減量意識の向上が図られるなど、市民、事業者の理解と協力により、大幅なごみ減量化を図ることができました。ごみ総排出量は、平成 21 年度から平成 30 年度の 10 年間で、15.0%減少しています。

図 3-1 ごみ総排出量の推移

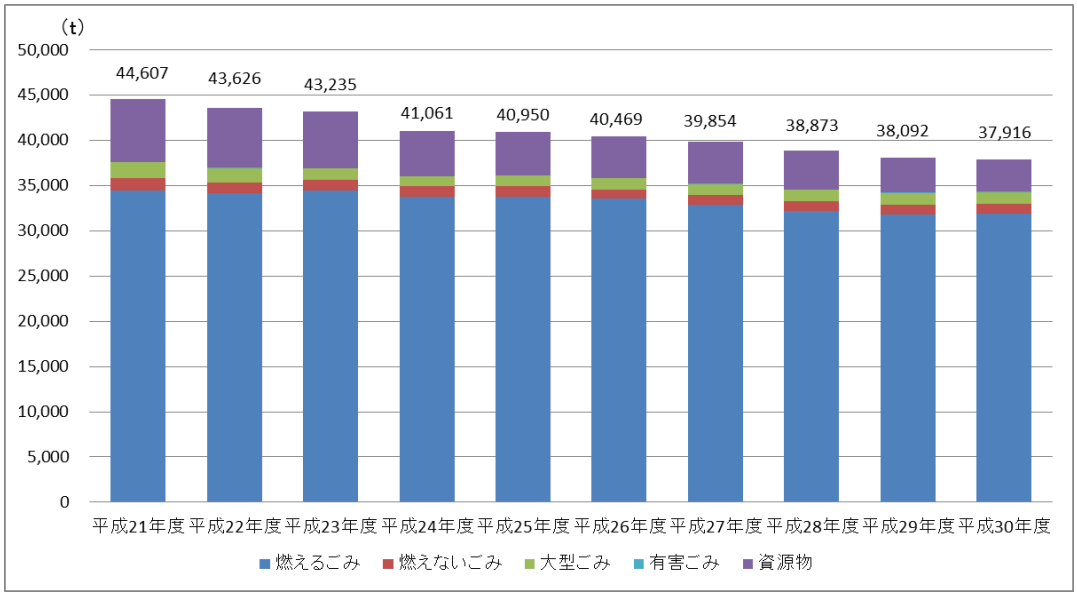

表 3-1　ごみ総排出量の推移

（ｔ/年）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ量	37, 628	36, 996	36, 915	36, 061	36, 167
燃えるごみ	34, 512	34, 158	34, 448	33, 816	33, 823
燃えないごみ	1, 279	1, 210	1, 178	1, 101	1, 085
大型ごみ	1, 794	1, 588	1, 248	1, 106	1, 223
可燃性	1, 584	1, 381	1, 043	923	1, 015
不燃性	210	207	205	183	208
有害ごみ	43	40	41	38	36
資源物量	6, 979	6, 630	6, 320	5, 000	4, 783
缶	388	401	379	261	266
ビン	1, 064	1, 044	1, 101	1, 020	1, 078
ペットボトル・白色トレイ	346	341	325	228	211
紙類	4, 827	4, 472	4, 112	3, 123	2, 885
古布・古着	354	372	403	368	343
排出量計	44, 607	43, 626	43, 235	41, 061	40, 950
区分	**平成26年度**	**平成27年度**	**平成28年度**	**平成29年度**	**平成30年度**
ごみ量	35, 840	35, 230	34, 573	34, 238	34, 337
燃えるごみ	33, 558	32, 897	32, 200	31, 815	31, 887
燃えないごみ	1, 051	1, 121	1, 117	1, 106	1, 112
大型ごみ	1, 195	1, 177	1, 221	1, 283	1, 306
可燃性	987	977	1, 022	1, 081	1, 052
不燃性	208	200	199	202	254
有害ごみ	36	35	35	34	32
資源物量	4, 629	4, 624	4, 300	3, 854	3, 579
缶	254	275	261	224	212
ビン	1, 087	1, 079	1, 110	1, 018	960
ペットボトル・白色トレイ	274	267	255	232	235
紙類	2, 693	2, 692	2, 406	2, 104	1, 903
古布・古着	321	311	268	276	269
排出量計	40, 469	39, 854	38, 873	38, 092	37, 916

（２）市民一人一日あたりのごみ排出量

市民一人一日あたりのごみ排出量の推移ならびに全国平均等との比較は、図 3-2 に示すとおり、減少傾向にあります。

平成 29 年度の本市の市民一人一日あたりのごみ排出量は、全国平均 920 g ／人・日や福岡県平均 954 g ／人･日と比較すると、全国平均比で約 30 g ／人・日、福岡県平均比で約 60 g ／人・日少ない状況となっています。

図 3-2　市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

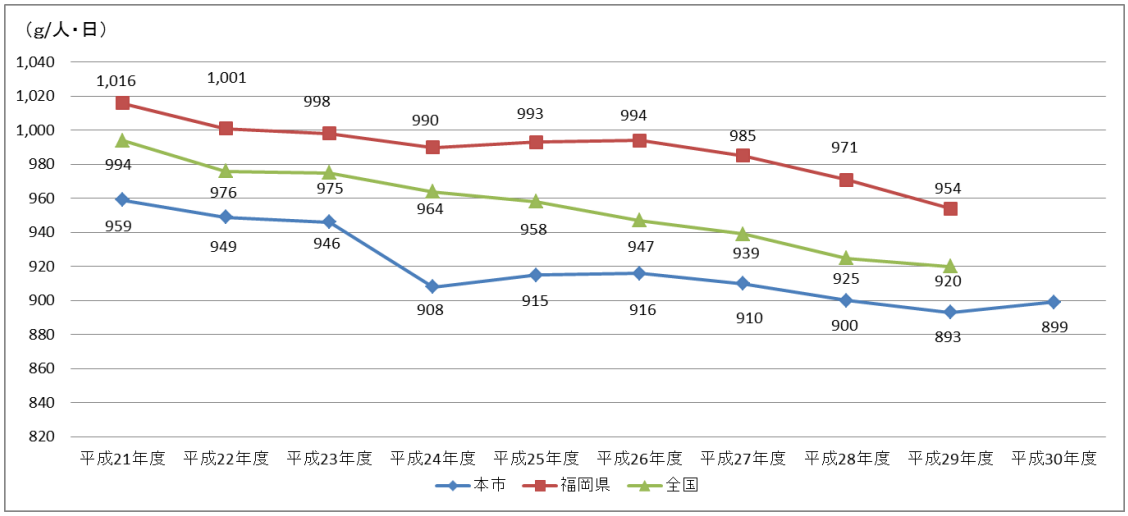

表 3-2　市民一人一日あたりのごみ排出量の推移

（g/人･日）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本市	959	949	946	908	915
全国平均	994	976	975	964	958
福岡県平均	1, 016	1, 001	998	990	993
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本市	916	910	900	893	899
全国平均	947	939	925	920	－
福岡県平均	994	985	971	954	－

※平成 30 年度の全国及び福岡県の数値は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査の結果が未公表であるため記入していない。

（３）市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量

市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量については、平成 21 年度から平成 30 年度の 10 年間で比較すると 23. 7 g /人･日減少していますが、10 年間の推移を見ると、増減を繰り返しています。

表 3-3　市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量の推移

（g/人・日）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量	587.0	578.1	575.7	576.1	571.6
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量	574.1	567.1	556.7	557.3	563.3

（４）総資源化量

総資源化量については、直接資源化量（回収した資源物のうち、紙類や古布･古着類等、リサイクルプラザへ搬入することなく、直接資源化業者へ搬入する資源物の量）の減少に伴い、減少傾向となっています。このため、ごみ総処理量（リサイクルプラザ処理残渣量含む）に対する資源化量の割合（リサイクル率）は平成30年度で10.6%となり、平成21年度からの10年間で6.0ポイント減少しています。

表 3-4　資源化量とリサイクル率の推移

（ｔ）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ総処理量	44,785	43,802	43,413	41,224	41,126
ごみ総排出量	44,607	43,626	43,235	41,061	40,950
リサイクルプラザ残渣	178	176	178	163	176
総資源化量	7,445	6,999	6,608	5,541	5,288
直接資源化量	4,932	4,607	4,305	3,307	3,054
中間処理後再生利用量	2,513	2,392	2,303	2,234	2,234
集団回収	－	－	－	－	－
リサイクル率（%）	16.6%	16.0%	15.2%	13.4%	12.9%
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ総処理量	40,635	40,028	39,050	38,260	38,089
ごみ総排出量	40,469	39,854	38,873	38,092	37,916
リサイクルプラザ残渣	166	174	177	168	173
総資源化量	4,987	4,923	4,602	4,223	4,036
直接資源化量	2,849	2,834	2,513	2,242	2,058
中間処理後再生利用量	2,138	2,089	2,089	1,981	1,978
集団回収	－	－	－	－	－
リサイクル率（%）	12.3%	12.3%	11.8%	11.0%	10.6%

◆リサイクル率の算出式

$$\text{リサイクル率（\%）} = \frac{\text{直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収}}{\text{ごみの総処理量+集団回収}} \times 100$$

2　ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを図 3-3 に示します。

燃えるごみのうち、有機性廃棄物の一部は、し尿処理施設において堆肥化し、それ以外の燃えるごみと可燃性大型ごみについては、固形燃料化施設（ＲＤＦセンター）において固形燃料化し、隣接する大牟田リサイクル発電所の燃料としています。

燃えないごみと不燃性大型ごみは、資源化施設において破砕・選別し、金属等の資源物を回収しています。

缶、ビン、ペットボトル・白色トレイについては、資源化施設にて圧縮・梱包等の処理をした後、民間業者に引き渡し、資源化を行っています。紙類や古布・古着類については、回収後、直接民間業者へ引き渡し資源化を行っています。

図 3-3　ごみ処理の流れ

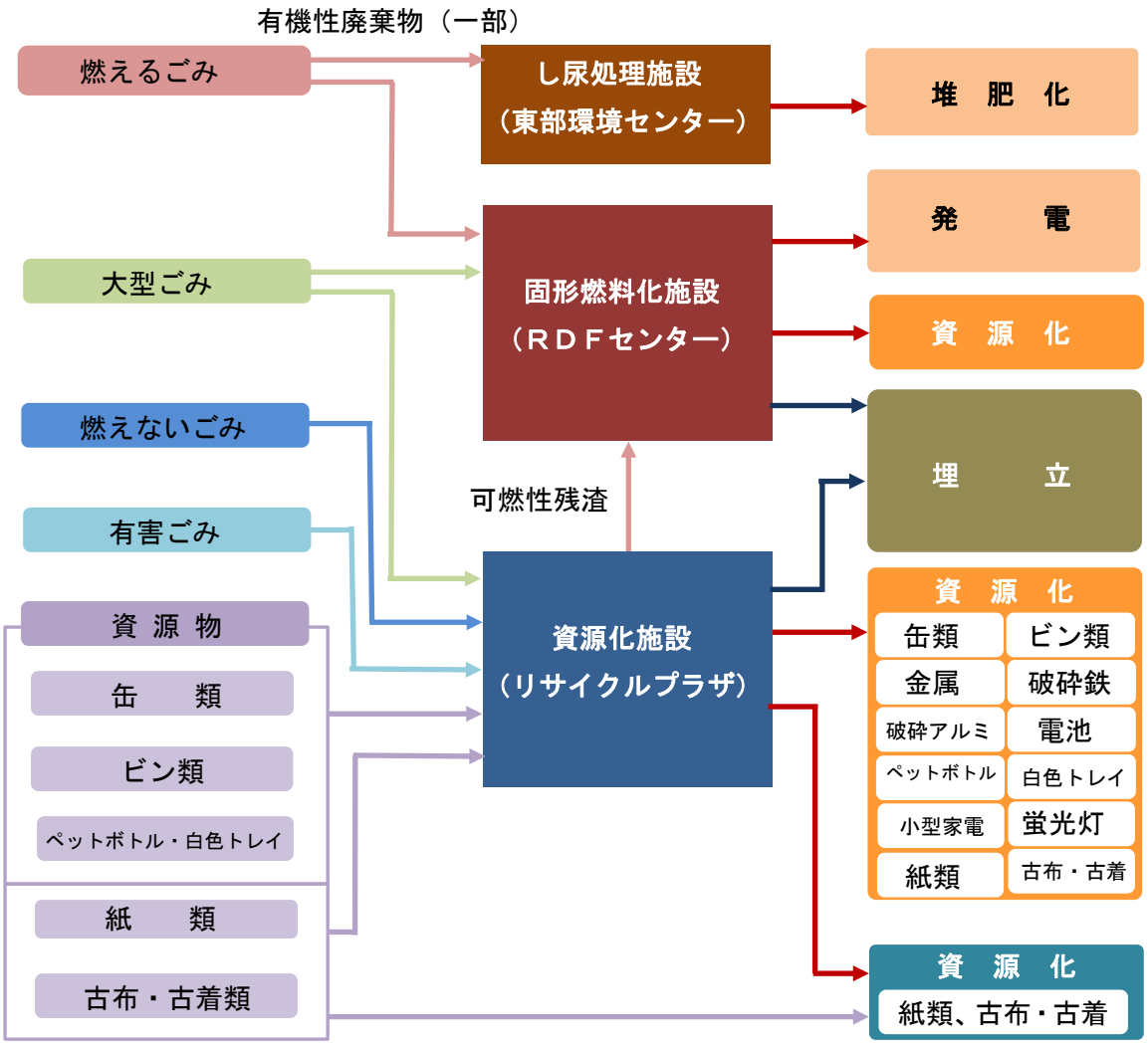

３　燃えるごみの性状

本市の燃えるごみの中間処理施設である大牟田・荒尾ＲＤＦセンターでは、ごみピットからごみを採取し、ごみ質分析検査を実施しています。ごみの組成調査については、年に 12 回、ごみの三成分の調査については、年に 4 回実施しています。

（１）ごみの組成

ごみの組成調査の結果については、平成 30 年度の年間平均値を図 3-4、最近 5 年間の年間平均値を表 3-5 に示しています。ごみの組成で最も多く占めているのは、「紙・布類」で、次に「ビニール・合成樹脂・ゴム類」となっています。

図 3-4　平成 30 年度ごみの組成

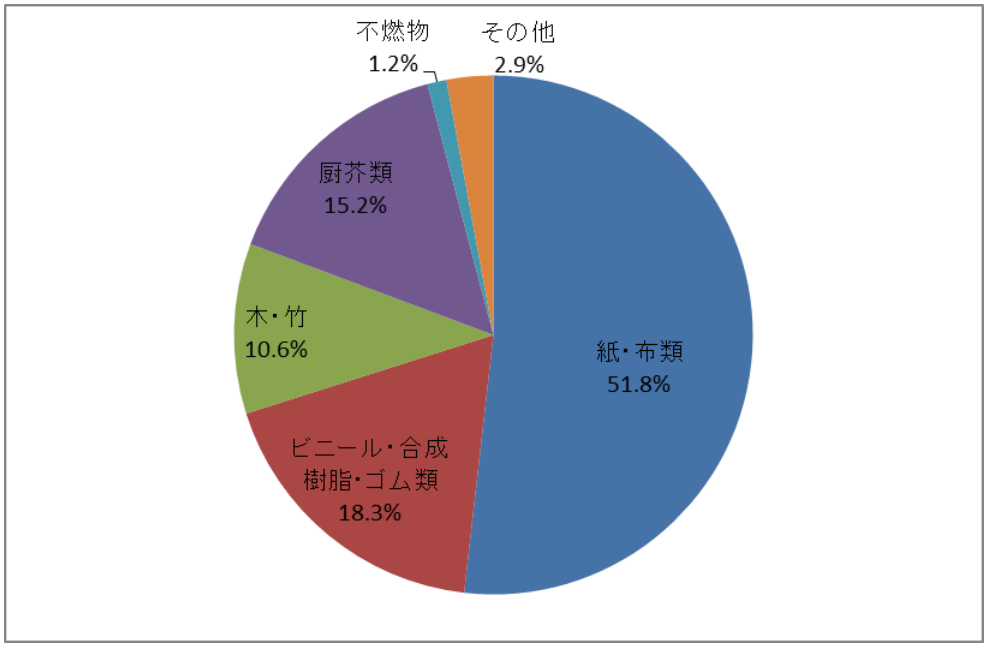

表 3-5　最近 5 年間のごみの組成

（%）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
紙・布類	58.5	48.9	60.0	42.3	51.8
ビニール・合成樹脂・ゴム類	22.9	26.5	19.5	29.1	18.3
木・竹	7.4	8.6	7.5	13.1	10.6
厨芥類	5.6	10.8	10.2	7.9	15.2
不燃物	0.6	1.8	1.1	2.8	1.2
その他	5.0	3.4	1.7	4.8	2.9

（２）ごみの三成分

ごみの三成分の結果については、平成 30 年度の年間平均値を図 3-5、最近 5 年間の年間平均値を表 3-6 に示しています。ごみの約 4 割は、水分となっています。

図 3-5　平成 30 年度ごみの三成分

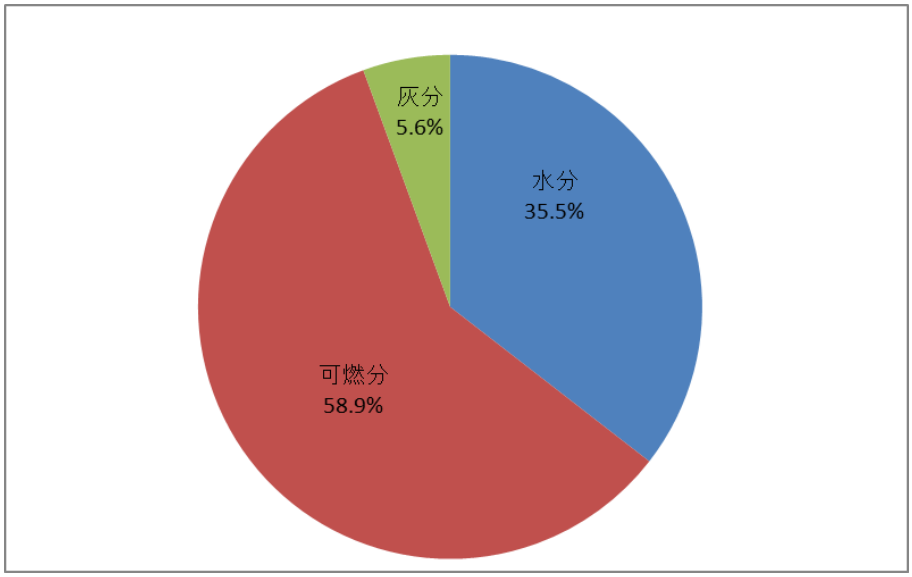

表 3-6　最近 5 年間のごみの三成分

（%）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
水分	38.3	50.4	44.5	41.5	35.5
可燃分	54.2	44.1	49.5	50.3	58.9
灰分	7.5	5.5	6.0	8.2	5.6

4　ごみの減量化・資源化の現状と課題

大牟田・荒尾ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザの稼動にあわせ、さらなる分別の徹底を図るため、平成 14 年度に透明袋によるごみの収集やペットボトル・白色トレイの分別回収を開始しました。しかし、燃えるごみの排出量は、計画どおり減少しなかったため、平成 18 年 2 月から有料指定袋・指定シール制度を導入し、市民、事業者の理解と協力により、平成 18 年度は、ごみ総排出量について、前年度比で約 14%減量することができました。その後も市民、事業者、市の 3 つの主体が３Ｒを推進する中で、古布・古着類及び有害ごみの分別収集を実施するなど、市民等のごみ減量に対する意識の向上を図りながらごみの減量化･資源化に取組み、ごみ総排出量は減少傾向となっています。

しかし、依然として、燃えるごみや燃えないごみの中には資源物の混入が見られることから、排出段階における分別の徹底が必要です。

さらなるごみの減量化･資源化を推進するためには、市民、事業者の理解と協力が不可欠であること

から、市民、事業者との協働を図りながら進めることが重要です。

（１）家庭系ごみ

家庭系の燃えるごみの市民一人一日あたりの排出量については、近年の推移を見ると、増減を繰り返しています。このような中、処理施設におけるごみの組成調査では、多くの生ごみや紙類が混入しているのが現状です。

ごみの減量化・資源化を促進するためには、排出段階における分別の徹底、新たな分別品目の拡充や市民意識の向上のための環境学習等の実施などの効果的な取組が課題です。

（２）事業系ごみ

事業系ごみの排出量については、有料指定袋・指定シール制度の導入や中間処理施設への搬入手数料の改定によって減少しましたが、近年では、ほぼ横ばいの状況です。事業系ごみのうち、許可業者の搬入量が、約 8 割を占めています。その中には、多量排出事業者の飲食店や食品スーパー、コンビニエンスストア等から排出された食べ残しや売れ残り等の食品廃棄物、事業所特有のリサイクルできるコピー用紙も含まれています。

事業系ごみについては、経済状況等に大きく影響されるものの、今後も一定量の事業系ごみが搬入されるものと考えられます。このため、事業系ごみにおいても、有効活用できる食品廃棄物について、食品ロス削減の取組等による排出抑制や食品リサイクル法に基づく資源化の推進が課題です。また、リサイクル可能な紙類についても、分別の徹底による適正搬入が課題です。

◇燃えるごみの減量　**◇排出段階の分別の徹底**
◇分別品目拡充　**◇市民等の意識向上**
◇事業系ごみの適正搬入

５　収集運搬の現状と課題

本市では、市民等のごみに対する責任の明確化や分別意識が高まるように、市内の一部においてステーションへの排出により収集を行ってきたものを出来る限り戸別収集へと見直しを行ってきました。こうした中で、ごみ出しのルールが守られていないものについて、収集時に、指導啓発を行うとともに、不在や排出者が特定できない場合は、「収集できませんシール」を貼付し、ごみの適正排出を促しているのが現状です。

さらなるごみの減量を推進するためには、分別の徹底が重要であることから、市民・事業者・市の役割を明確にし、効果的な啓発が課題です。

平成 23 年度から、ごみの排出が困難な高齢者や障がいのある人等を対象とした「福祉収集」と諸条件を満たした世帯を対象とした「大型ごみの持ち出し収集」を実施するなどごみの排出支援を行っています。

大型ごみの持ち出しや資源物のリサイクル集積所への排出は、ごみの排出が困難な高齢者等の負担となっていることから、年々高くなっている本市の高齢化率 36.3%（平成 31 年 4 月 1 日現在）と

いう状況の中で、地域の協力（共助）や排出方法の検討が課題となっています。

今後も環境負荷の少ないごみ処理を行なうためには、分別品目の増加も必要となることから、業務の効率化、経費の軽減化等への配慮が求められます。

表 3-7　分別区分ごとの収集方法

区　分		収集回数	収集方法	備　考
家庭系ごみ	燃えるごみ	2 回/週	戸別・ステーション	
	燃えないごみ	1 回/2 週	戸別・ステーション	
	有害ごみ		戸別・ステーション	
	資源物	1 回/2 週	ステーション	
	大型ごみ	随時申込	戸別	電話による申込み
	臨時ごみ	随時申込	戸別	
事業系ごみ	1 日の平均排出量が 30 kg未満の事業所	家庭系ごみと同じ（大型ごみ及び臨時ごみを除く。）		
	1 日の平均排出量が 30 kg以上の事業所	自己処理又は許可業者への委託		

◇市民等の分別意識の向上　　◇排出困難世帯の対応
◇業務の効率化　　◇経費の軽減化

6　中間処理の現状と課題

（1）燃えるごみ・可燃性大型ごみ

大牟田・荒尾清掃施設組合の大牟田・荒尾ＲＤＦセンターにおいて、ＲＤＦ（ごみ固形燃料）化し、製造したＲＤＦは隣接している大牟田リサイクル発電所に専用のコンベアで送り、発電の燃料として使用されています。

大牟田･荒尾ＲＤＦセンターでは、平成 30 年度に 32,998 t （大牟田市分）のごみを処理しました。

当施設は供用開始から約 16 年が経過していることから、施設の老朽化が進行しています。そのため、施設延長稼働に必要な大規模な改修を計画的に実施したことにより、一時的に経費が増大しましたが、現在は減少に転じています。また、製造したＲＤＦを燃料とした、大牟田リサイクル発電事業は令和 4（2022）年度末で終了することから、製造したＲＤＦの新たな処理委託先の確保及びそれに対応するためのＲＤＦ搬出設備等の整備が急務となっています。

表 3-8　大牟田・荒尾ＲＤＦセンターの概要

施　設　名　称	大牟田・荒尾ＲＤＦセンター
所　　在　　地	大牟田市健老町 468 番地
施 工 年 月 日	平成 14 年 11 月
処　理　方　式	ごみ固形燃料化方式
処　理　能　力	225ｔ/日（75ｔ×3 系列/16ｈ）

≪大牟田・荒尾ＲＤＦセンターの外観≫

図 3-6　　処理実績の推移

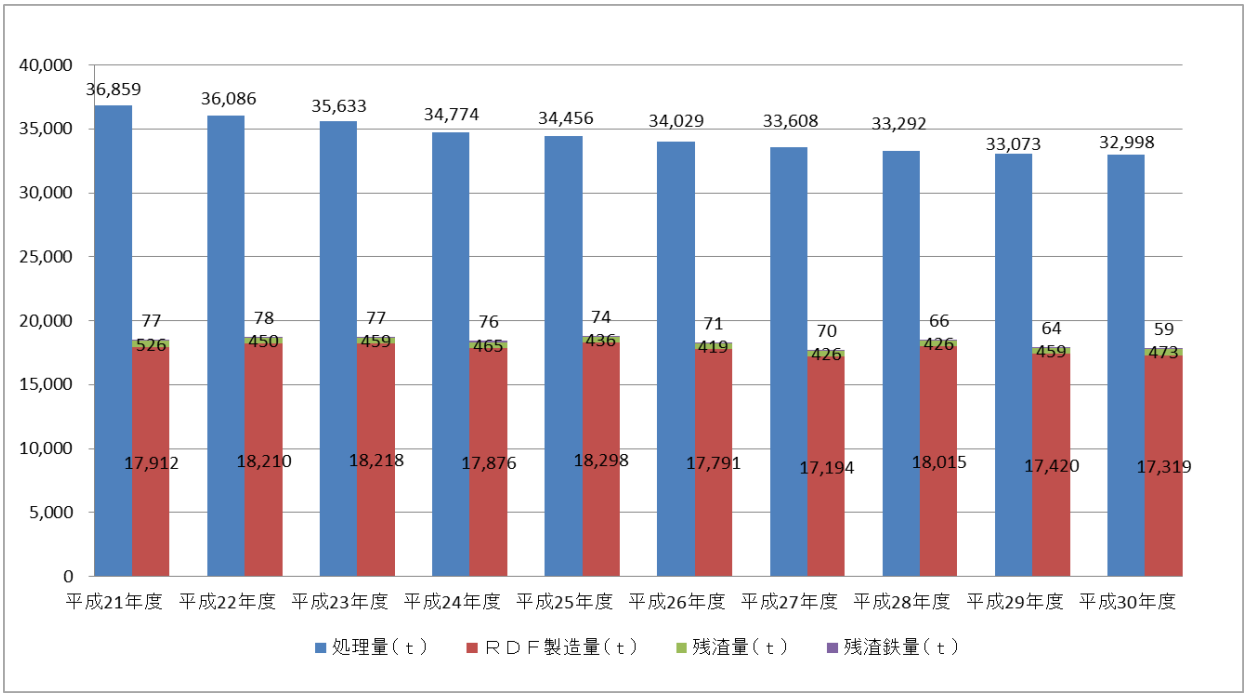

※　処理量からＲＤＦ製造量、残渣量、残渣鉄量を除いた量がごみに含まれている水分量。

（２）燃えないごみ・不燃性大型ごみ・資源物

リサイクルプラザでは、燃えないごみ及び不燃性大型ごみの破砕・選別を行い、鉄、アルミ等の資源物の回収を行っています。また、地域資源回収により回収された缶、ビン、ペットボトル・白色トレイについては、不適物の除去などを選別し、圧縮・梱包等の処理を行い、資源化を図っています。

当施設は供用開始から約 16 年が経過していることから、施設の老朽化が進行しており、今後は維持管理や更新に係るコストの増大が課題となっています。

表 3-9　リサイクルプラザの概要

施設名称	大牟田市リサイクルプラザ
所在地	大牟田市健老町 467 番地
施工年月日	平成 15 年 3 月
処理方式	破砕処理・選別処理・圧縮処理・保管
処理能力	66ｔ/日（5ｈ）

≪リサイクルプラザの外観≫

図 3-7　搬入量、資源化量及び資源化率の推移

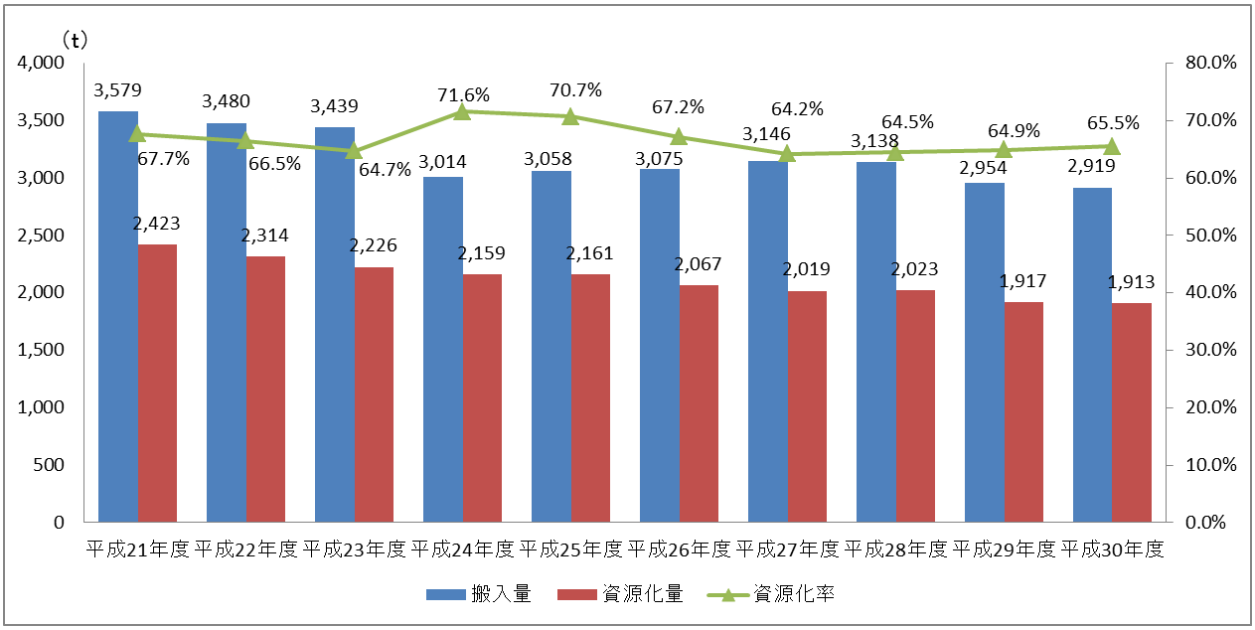

注 1）資源化量は、搬出量から可燃物と不燃物を差引いた、資源化された量

注 2）資源化率＝資源化量÷搬入量×100

◇施設の老朽化　　◇施設の安定稼動
◇令和 5 年度以降のＲＤＦの処理　◇新ごみ処理施設建設

7　最終処分の現状と課題

最終処分場である第三大浦谷埋立地は、中間処理施設（大牟田・荒尾ＲＤＦセンター・リサイクルプラザ・東部環境センター）からの不燃残渣・沈砂等を埋立処分しており、平成 30 年度実績で 1,347 ㎥/年となっています。

平成 7 年 2 月の稼働当初の埋立期間は、平成 19 年度までの予定となっていましたが、中間処理施設の稼働やごみの減量化・資源化の取組みなどにより、埋立処分量が大幅に減少し、その後も横ばいで推移していることから、現在の埋立完了年度としている、令和 13（2031）年度以降も使用が可能であると推計しています。このような現状の中、今後、さらにごみの減量化・資源化を推進し、埋立地の延命化を図っていく必要があります。（※埋立容量 288,277 ㎥、残余容量 101,100 ㎥［平成 31 年 3 月現在推計値］）

一方、最終処分場の主要な設備である遮水シートの劣化が進んでいるため、平成 29 年度から計画的に補修を行っています。

◇施設の延命化

表 3-10　第一大浦谷埋立地の概要

施　設　名　称	大牟田市第一大浦谷埋立地
所　在　地	大牟田市大浦町
埋　立　期　間	昭和 51 年 12 月～昭和 56 年 3 月
埋　立　容　量	92,000 ㎥
埋　立　残　容　量	－

表 3-11　第二大浦谷埋立地の概要

施　設　名　称	大牟田市第二大浦谷埋立地
所　在　地	大牟田市大浦町
埋　立　期　間	昭和 57 年 1 月～昭和 61 年 12 月
埋　立　容　量	182,973 ㎥
埋　立　残　容　量	－

表 3-12　第三大浦谷埋立地の概要

施　設　名　称	大牟田市第三大浦谷埋立地
所　在　地	大牟田市大浦町 14 番 1 ほか
埋　立　期　間	平成 7 年 2 月～
埋　立　容　量	288,277 ㎥
埋　立　残　容　量	101,100 ㎥（平成 31 年 3 月 31 日現在推計値）

≪第三大浦谷埋立地の状況≫

図 3-8　埋立処分量の推移

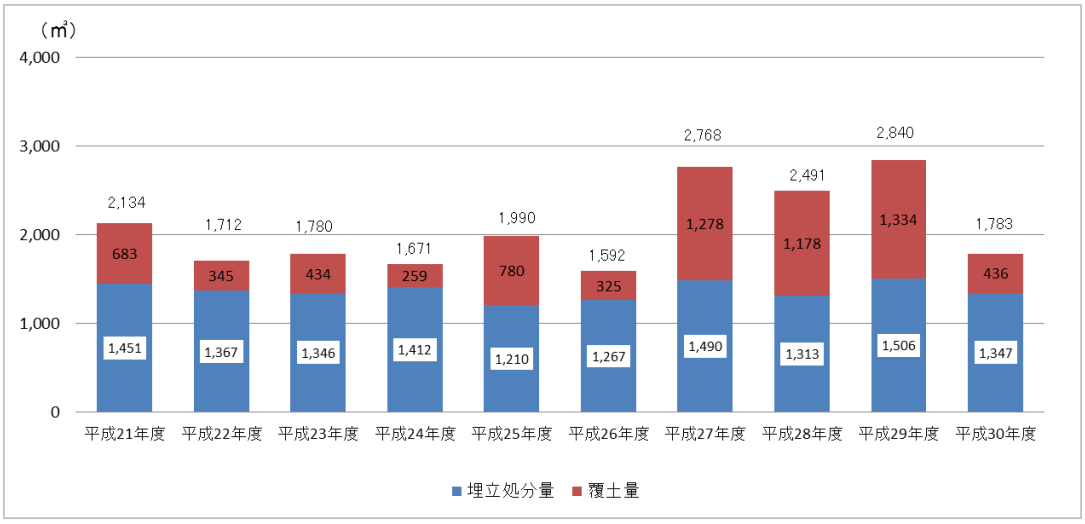

注 1）埋立処分量には、大牟田･荒尾ＲＤＦセンターとリサイクルプラザからの残渣及び東部環境センターからの沈砂と清掃汚泥が含まれる。

注 2）平成 22 年度までは、単位体積重量により算出し、平成 23 年度からは、測量による。

注 3）平成 27 年度から 29 年度の覆土量は、土堰堤築造による土量を含む。

表 3-13　大牟田･荒尾ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザの残渣量の推移

（ｔ）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
大牟田・荒尾ＲＤＦセンター残渣	731	626	638	646	623
リサイクルプラザ残渣	909	901	873	824	814
その他（災害ごみ等）	－	－	－	156	－
合計	1,640	1,527	1,511	1,626	1,437
市民一人一日あたりの最終処分量（ｇ/人･日）	35.3	33.2	33.1	35.9	32.1
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大牟田・荒尾ＲＤＦセンター残渣	608	617	617	638	656
リサイクルプラザ残渣	822	852	821	789	818
その他（災害ごみ等）	－	－	－	－	－
合計	1,430	1,469	1,438	1,427	1,474
市民一人一日あたりの最終処分量（ｇ/人･日）	32.4	33.5	33.3	33.4	34.9

8　ごみ処理経費の現状

平成 30 年度のごみ処理に要した経費は、約 19 億円でした。これを市民一人あたりに換算すると約 1 万 6 千円であり、ごみ 1 トンあたりに換算すると、約 5 万 4 千円になります。

ごみ処理経費については、平成 26 年度及び平成 29 年度の大牟田･荒尾ＲＤＦセンターの延命化等の整備改修が実施されたことによる、一時的な増加はありましたが、近年のごみ処理量の減少から、

ごみ処理経費は減少傾向で推移しているため、一人あたりの処理経費、１トンあたりの処理経費も減少傾向で推移しています。

図 3-9　ごみ処理経費の推移

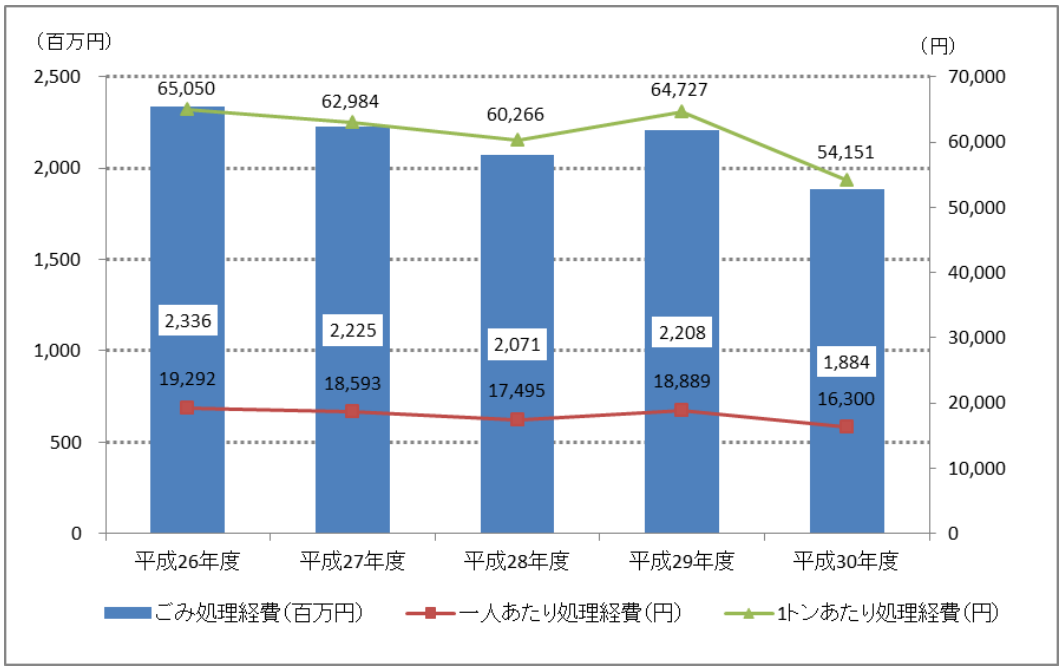

９　前計画の目標に対する進捗状況

（１）前計画における施策

前計画においては、「生ごみの減量化・資源化推進」「家庭系ごみ・事業系ごみの資源化推進」などに関する 49 の施策を掲げ、「ごみの有料化」「生ごみの減量化・堆肥化推進と普及」など 33 の施策に取組み、その内 30 の施策については、現在でも継続的に取組んでおり、各主体（市民、事業者、市）がそれぞれの責任において３Ｒを推進しながら資源循環型社会の構築を目指してきました。継続的に取組んでいる主な施策は、次のとおりです。

ごみ減量の推進

施策１　有料指定袋・指定シール制の導入

平成 18 年 2 月から有料指定袋・指定シール制度を導入しています。

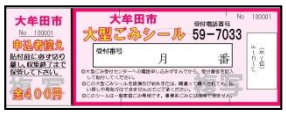

施策２　生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業

家庭から排出される生ごみの減量と有効活用を推進するため、電動生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器（設置型コンポスト・密閉式非設置型コンポスト）を購入する世帯へ補助金を交付しています。

施策３　生ごみ堆肥化講習会

多くの市民が生ごみの堆肥化に関心を持ち、継続して取組むことができるように、段ボールコンポストをはじめとする生ごみ堆肥化容器の使い方などの講座を開催しています。

ごみ資源化の推進

施策１　地域資源回収事業

空き缶類（空き缶、スプレー缶）、空きビン（無色、茶色、その他の色）、プラスチック類（ペットボトル・白色トレイ）、紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙類）、古布・古着類を地域で決められたリサイクル集積所（概ね 50 世帯に１ヶ所）で２週間に１回の周期で回収しています。

施策２　使用済み小型家電回収事業

市内の公共施設や商業施設に回収ボックスを設置し使用済み小型家電を回収しています。

また、リサイクルプラザでは、搬入された燃えないごみの中からピックアップ（抜き取り方式）により、使用済み小型家電を回収しています。

適正処理の推進

施策１　分別排出の徹底

ごみ出しルールが守られていないごみが排出されている場合などは、収集段階において直接指導を行っているほか、不在の世帯には「収集できませんシール」を貼付し、分別の徹底を促しています。

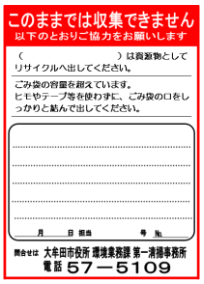

施策２　有害ごみ収集事業

平成 19 年 4 月からは、燃えないごみの収集に併せ、電池・蛍光管の分別収集を行っています。また、家庭から排出される水銀体温計等の廃水銀使用製品の収集も行っています。

施策３　休日資源受け入れ事業

地域の集積所に資源物を出すことができない市民に対し、毎月第 2・4 日曜日の午前 9 時から午後 0 時 30 分まで、市の駐車場において資源物の受入を行っています。

啓発・環境学習

施策１　小学生を対象とした環境学習

市内小学校（4 年生）を対象に、ごみ処理の流れとごみの減量に重要な「３Ｒ」についての環境学習を行っています。

また、将来を担う子どもたちの環境に対する意識の向上を図り、心豊かな人材を育成することを目的に、大牟田市地域活性化センターと連携し夏休みに体験型環境講座を実施しています。

施策２　小学生空き缶回収事業

資源の大切さを児童に理解してもらうことを目的として、小学校で空き缶の回収を行っており、回収量に応じ奨励金を交付しています。

施策３　幼稚園・保育園を対象とした環境学習

希望する幼稚園・保育園を対象に、紙芝居やパネルを使い、園児にでもできる「３Ｒ」の行動事例を紹介しながら、環境学習を実施しています。

施策４　出前講座

「３Ｒ」「リサイクル」や「ごみの収集から処分まで」など、ごみの減量や分別について学ぶ講座において職員が講師を努めながら、市民のごみ減量に対する意識の向上を図っています。

施策５　イベント等における周知啓発

ごみ減量に関するブースを設置しながら段ボールコンポストやごみの減量につながる食品ロス削減等についての啓発を行っています。また、生ごみに多く含まれる水分を少なくすることでごみの減量につながるため、広報等では、生ごみの水切りの徹底の周知啓発を行っています。

施策６　剪定枝チップ機貸出事業
剪定枝の堆肥化や草の繁茂を防止するためのマルチング材として利用される市民を対象に剪定枝チップ機を貸出し、市民の意識啓発に努めています。

エンジン式

電動式

（２）前計画の目標に対する達成状況

前計画では、平成 15 年度を基準年度として、早期施策（平成 19 年度まで）・中期施策（平成 21 年度まで）・長期施策（平成 26 年度まで）を組合せ、継続して取組むことにより、平成 26 年度の目標値を、燃えるごみの排出量 32,461ｔ、市民一人一日あたり家庭系燃えるごみ排出量 573ｇとしていました。

燃えるごみの排出量については、基準年度以降、家庭系、事業系共に減少傾向で推移してきましたが、平成 26 年度には、目標値を達成することはできませんでした。また、市民一人一日あたり家庭系燃えるごみ排出量についても、減少してきましたが、目標値に１ｇ届きませんでした。

平成 27 年度以降も循環型社会の構築を目指し、３Ｒの推進に継続的に取組むことにより、燃えるごみの排出量は引き続き減少してきましたが、事業系燃えるごみ排出量については、平成 30 年度においても目標値を達成できていない状況です。

表 3-14　前計画の目標と実績

区分			平成15年度 基準年度	平成26年度 実績	目標値	平成30年度 実績
燃えるごみ	家庭系	（ｔ）	35,020	25,375	25,021	23,760
	事業系		10,637	8,183	7,440	8,127
	合計		45,657	33,558	32,461	31,887
市民一人一日あたり家庭系燃えるごみ排出量		(g/人･日)	698	574	573	563
人口（10月1日）		（人）	137,366	121,096	119,552	115,557

第４章　現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来推計

１　将来のごみ排出量を予測するための人口推計

将来のごみ排出量を予測するため、「大牟田市人口ビジョン」における令和 2（2020）年度、令和 7（2025）年度、令和 12（2030）年度の人口を基に独自に行った人口推計を図 4-1 に示します。

計画期間の令和 6（2024）年度は、105,860 人、令和 11（2029）年度は、100,302 人と推計します。

図 4-1 将来のごみ排出量を予測するための人口推計

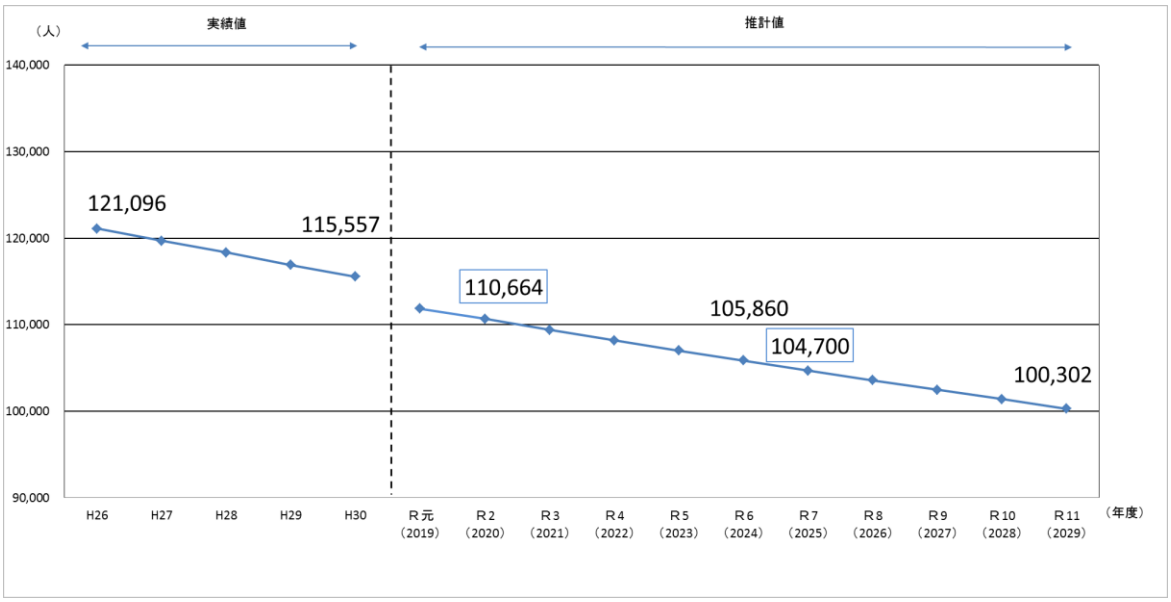

※グラフ内の四角囲みについては、「大牟田市人口ビジョン」で示されている人口

２　ごみ総排出量

現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量（燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物の排出量の合計）の将来推計を図 4-2 に示します。ごみ総排出量については、令和 6（2024）年度には、34,824ｔ/年（平成 30 年度比：8.2%減）、令和 11（2029）年度には、33,201ｔ/年（平成 30 年度比：12.4%減）になると予測されます。

図 4-2　ごみ総排出量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）

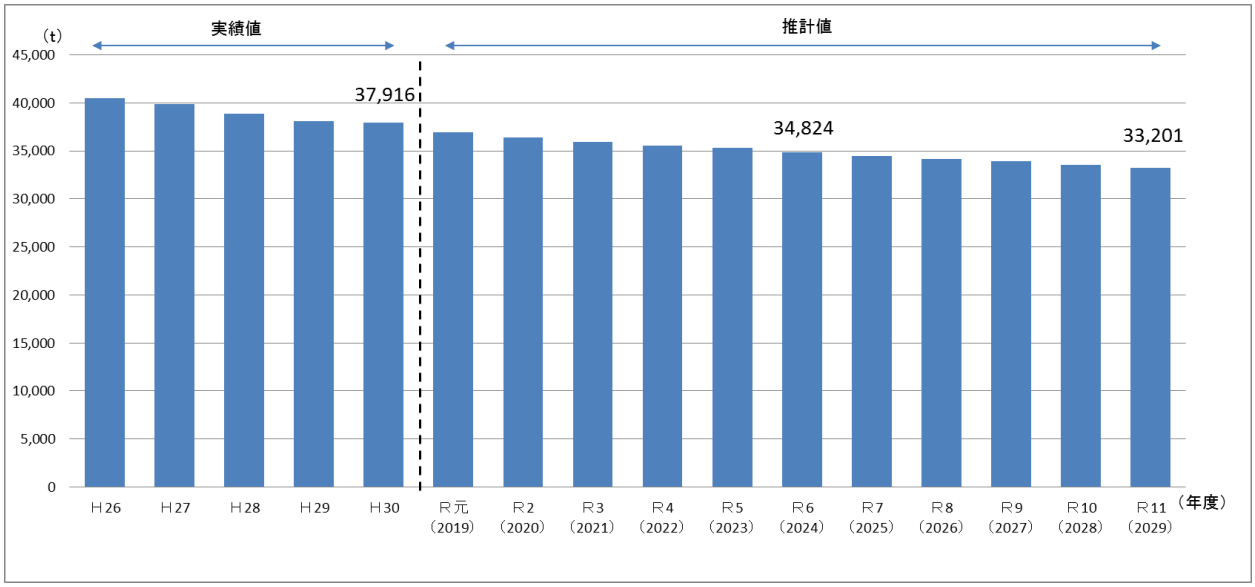

3　家庭系ごみ

現状施策を継続した場合の家庭系ごみ量（定期収集を行う燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物の合計）の将来推計を図 4-3 に示します。家庭系ごみ排出量については、令和 6（2024）年度には、25,634 t /年（平成 30 年度比：10.4%減）、令和 11（2029）年度には、24,036 t /年（平成 30 年度比：16.0%減）になると予測されます。

図 4-3　家庭系ごみ量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）

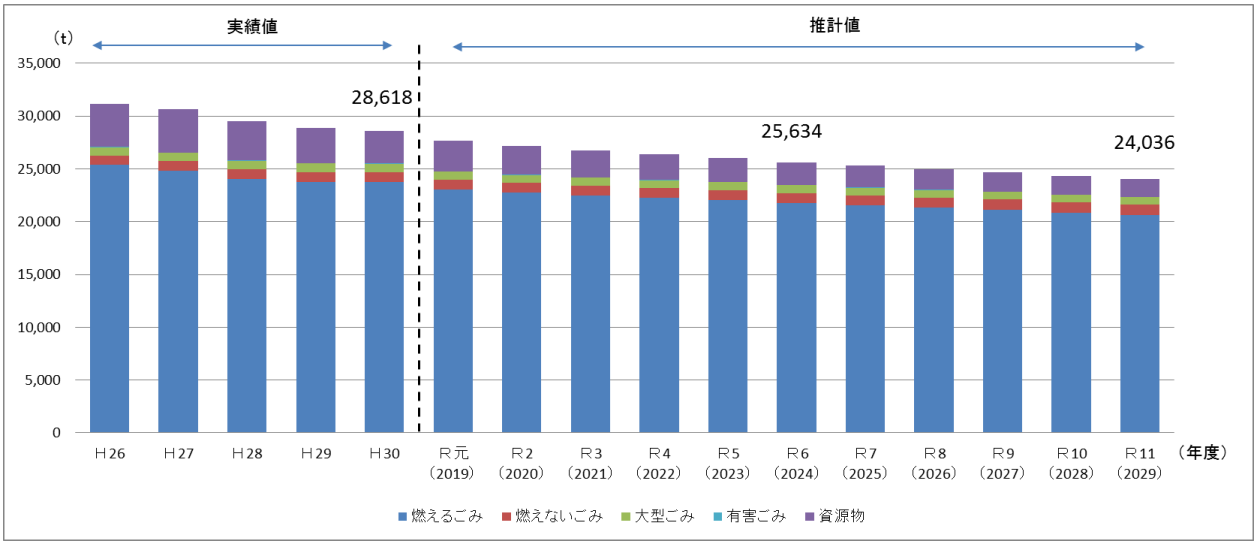

4　事業系ごみ

現状施策を継続した場合の事業系ごみ量（中間処理施設へ直接搬入された燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、有害ごみ、資源物）の将来推計を図 4-4 に示します。事業系ごみ排出量については、令和 6（2024）年度には、9,190 t /年（平成 30 年度比：1.2%減）、令和 11（2029）年度には、9,165 t /年（平成 30 年度比：1.4%減）になると推計します。

図 4-4　事業系ごみ量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）

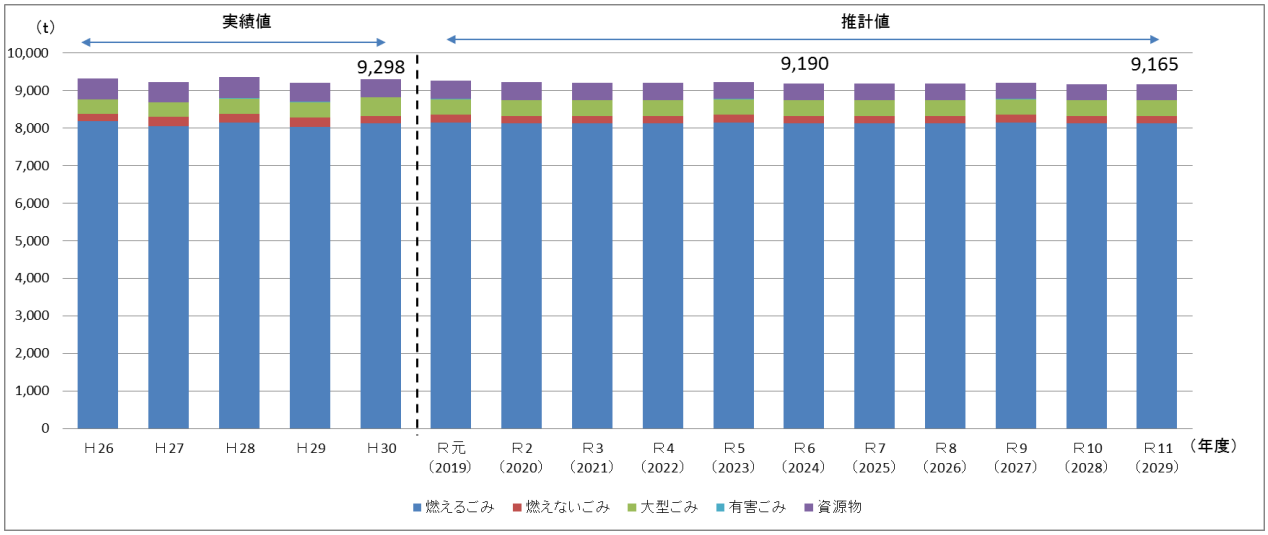

第５章　基本理念・基本方針

１　基本理念

「もったいない」ではじまるごみ減量
～市民協働による持続可能な循環型のまちづくりをめざして～

本計画の基本理念を『「もったいない」ではじまるごみ減量～市民協働による持続可能な循環型のまちづくりをめざして～』とします。

循環型社会を構築するためには、ごみの減量化・資源化を推進し、ごみの発生量をできるだけ抑制し、ごみ処理における環境負荷を少なくする必要があります。

このため、市民、事業者、市の３つの主体が目指す方向を共有し、力を合わせ、協働を図りながら３Ｒを推進することで、ごみの減量化・資源化を図ることとします。

２　基本方針

基本理念に基づき、次の３つの基本方針を掲げます。

基本方針１　排出抑制の推進

◇2R（リデュース・リユース）の取組を強化します。

循環型社会を構築するためには、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を基本としたごみの減量化･資源化の推進が不可欠ですが、ごみを資源として循環的に利用するリサイクルは、処理においてエネルギーを使用することなどから、少なからず環境負荷が生じます。

このため、ごみの減量化･資源化を推進するにあたっては、３Ｒのうち優先順位が高い、廃棄物そのものの発生抑制（リデュース）と使用された製品等の再使用（リユース）による環境負荷の少ない２Ｒの取組の強化を図ります。

基本方針２　資源化の推進

◇リサイクル（再生利用）率の向上を図ります。

２Ｒの取組の強化を図り排出抑制を推進する中、排出されるごみについては、本市における分別ルールに基づいた排出段階の分別を徹底するなど資源化を推進します。また、本市において資源物として回収していないプラスチック製容器包装の分別品目を拡充し、リサイクル（再生利用）率の向上を図ります。

基本方針３　適正処理の推進

◇環境負荷の軽減と地球環境の保全に配慮します。

本市の中間処理施設である大牟田･荒尾ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザは、稼動から 16 年以上が経過し施設の老朽化が進んでいることから、施設の安定稼動と長寿命化・延命化を図る必要があります。

また、最終処分場である第三大浦谷埋立地は、ごみの適正な処分に必要不可欠な施設です。

これまで、中間処理施設の整備等により、埋立期間は延長となっているものの、今後、ごみの減量化･資源化の推進によるさらなる延命化が必要です。

このため、処理施設については、計画的な補修工事等を実施し、安定稼動と処理能力を維持し、環境負荷の軽減と地球環境の保全に配慮します。

３　各主体の役割

各主体の役割分担により、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

市民の役割

生活の中で3Rを意識し、実践します。

市民は、生活の中で買い物時のマイバッグ使用、不要なものは買わない、食べ残しをしない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制をはじめとする３Ｒを意識した行動を実践し、環境にやさしいライフスタイルにします。また、発生したごみについては、決められた分別ルールに沿って分別排出を実施し、資源回収へ協力します。

事業者の役割

環境に配慮した事業活動を展開します。

事業者は、簡易包装の推進、マイバッグの推奨やレジ袋の削減、小盛りメニューの提供や持ち帰りへの対応による食品ロス削減などの環境負荷の少ないサービスの提供に取組み、環境に配慮した事業活動を展開します。

また、事業活動に伴い発生したごみについては、資源化できるものは積極的に資源化に努め、事業者の責任において適正処理を行います。

市（行政）の役割

循環型社会へ向けた処理システムを構築します。

市は、市民・事業者のごみの減量化・資源化に対する関心を高め、３Ｒを意識した行動を実践してもらうための環境学習、意識啓発、ごみ収集時における指導等やごみに関する情報提供を行うとともに、ごみの減量化・資源化に関する施策を展開するなど循環型社会に向けた処理システムの構築を図ります。

排出されたごみについては、市の責任において収集運搬を行い、適正に処理します。また、人口減少や高齢化の進行などの社会状況の変化に応じた収集体制を確立し、市民が安心して生活できる環境を提供します。

燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量の減量

◇令和 6（2024）年度までに

約 13%（平成 30 年度比）減量！

◇令和 11（2029）年度までに

約 20%（平成 30 年度比）減量！

図 6-1　燃えるごみ排出量の減量内訳

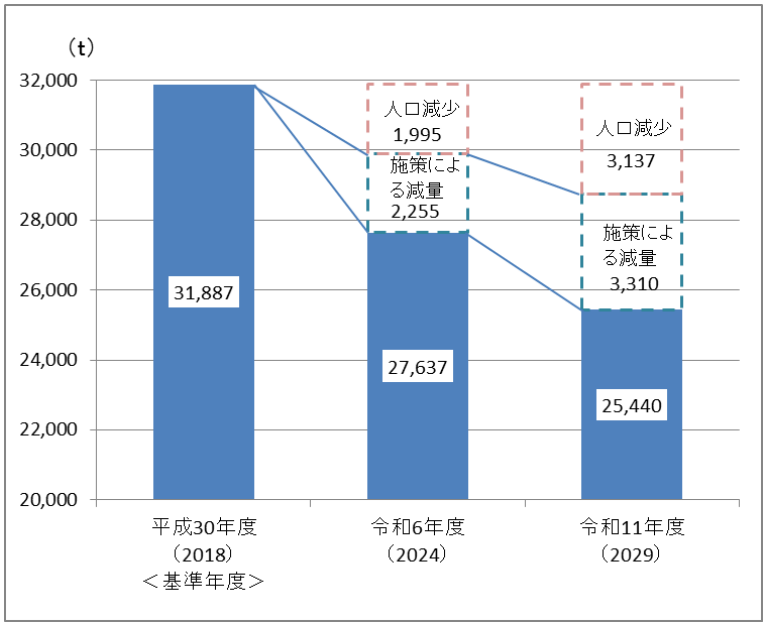

※燃えるごみ排出量の減量の数値目標としては、令和 6（2024）年度までに、人口減少によるごみの減量を 1,995 t と推計し、本計画における施策によるごみの減量を 2,255 t、合計で 4,250 t とします。

また、令和 11（2029）年度までに、人口減少によるごみの減量を 3,137 t と推計し、本計画における施策によるごみの減量を 3,310 t、合計で 6,447 t とします。

◆令和６年度までの燃えるごみ排出量の減量目標 4,250 t！
25mプールに換算すると、約 22 杯分
（施策による燃えるごみの減量目標 2,255 t、約 12 杯分）

◆令和 11 年度までの燃えるごみ排出量の減量目標 6,447 t！
25mプールに換算すると、約 34 杯分
（施策による燃えるごみの減量目標 3,310 t、約 17 杯分）

※25mプールの容量を約 640 ㎥（長さ 25m×幅 17m×深さ 1.5m）、ごみの比重を 0.3 t/㎥として算出

表 6-1　平成 30 年度実績と減量目標値

区　　分	平成 30 年度 （2018）	令和 6 年度 （2024）	令和 11 年度 （2029）
	実績	目標値	目標値
ごみ総排出量 （燃えるごみ、燃えないごみ、 大型ごみ、有害ごみ、資源物）	37,916 t	34,529 t △3,387 t （約△ 9%）	32,611 t △5,305 t （約△14%）
燃えるごみ量 （家庭系と事業系の合計）	31,887 t	27,637 t △4,250 t （約△13%）	25,440 t △6,447 t （約△20%）
家庭系燃えるごみ量	23,760 t	20,810 t △2,950 t （約△12%）	19,113 t △4,647 t （約△20%）

1　ごみ総排出量

令和 11（2029）年度のごみ総排出量については、平成 30 年度の実績 37,916 t /年から 5,305 t の減量化を図り、32,611 t /年を目指します。

なお、令和 6（2024）年度までには、平成 30 年度の実績より 3,387 t の減量が必要です。

図 6-2 ごみ総排出量目標値

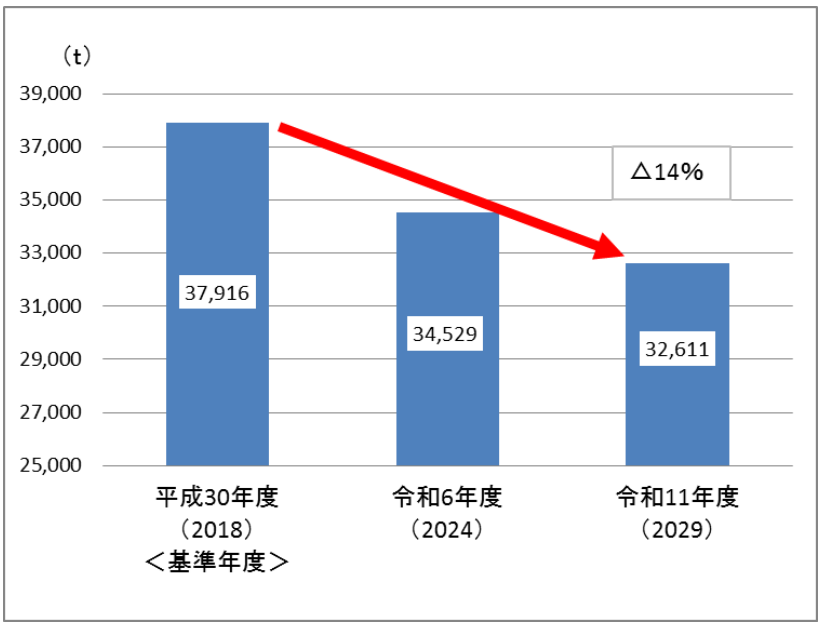

図 6-3　ごみ総排出量将来推計値と目標値の比較

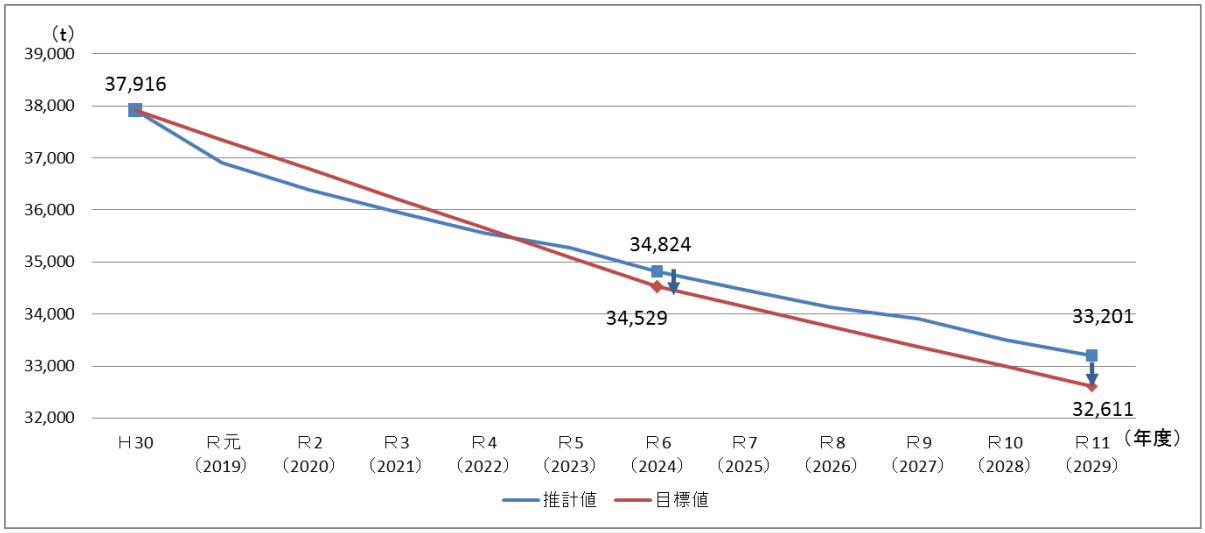

2　市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量

市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量については、これまで増減を繰り返しており、傾向が一定ではないため、将来推計値については、平成 30 年度実績値を基準に横ばいとしています。

令和 11（2029）年度の市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量については、平成 30 年度実績 563.3ｇ/人・日より 41.2ｇの減量を図り、522.1ｇ/人・日を目指します。

なお、令和 6（2024）年度までには、24.7ｇの減量を図り、538.6ｇ/人・日を目指します。

図 6-4　市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量目標値

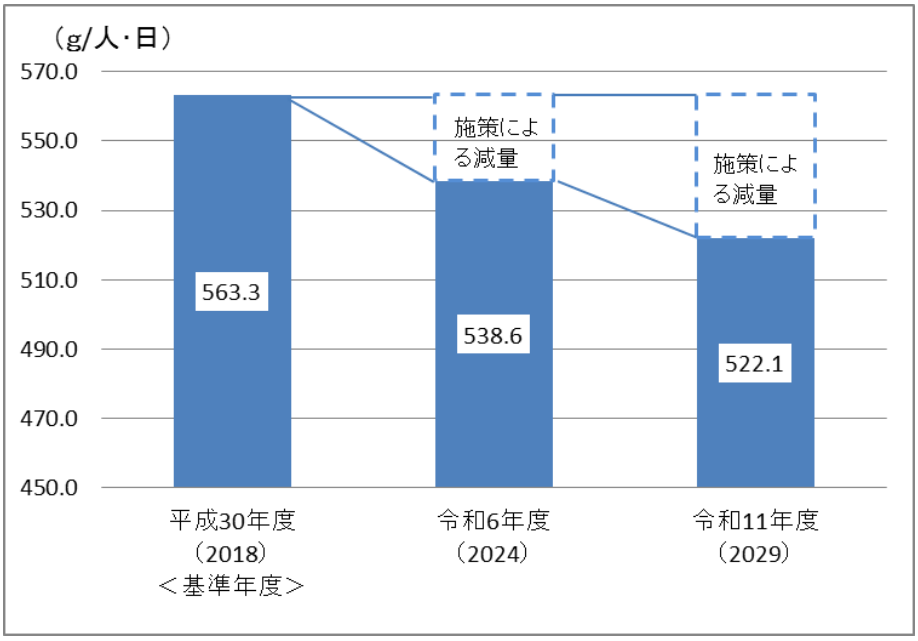

図 6-5　市民一人一日あたりの家庭系燃えるごみ排出量将来推計値と目標値の比較

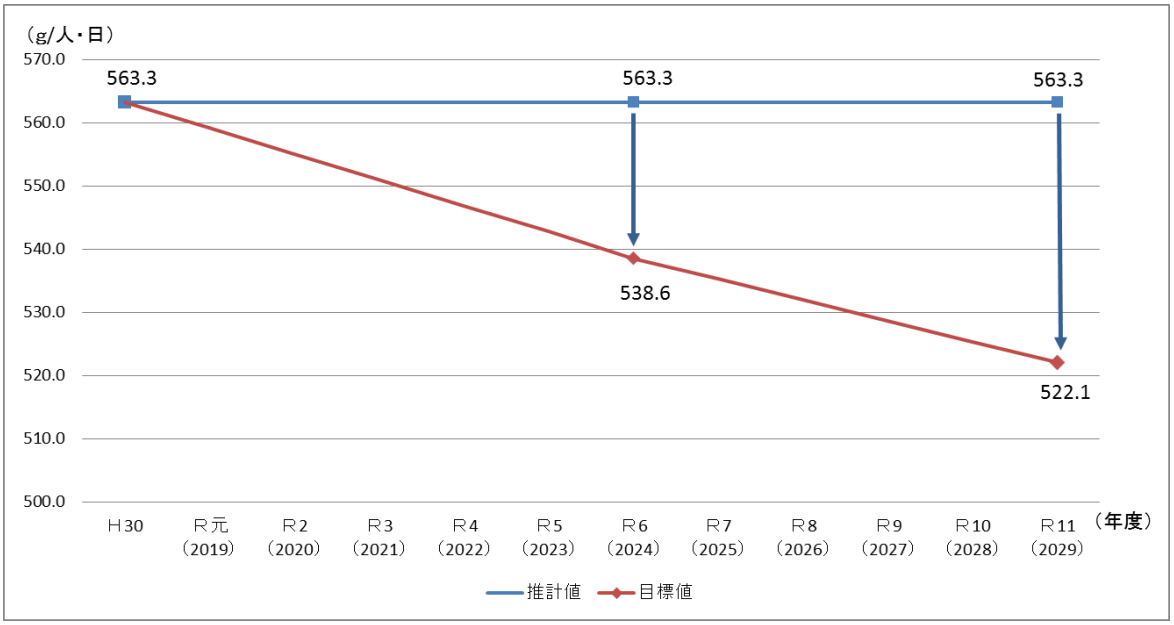

3　リサイクル（再生利用）率

現状施策を継続した場合のリサイクル（再生利用）率は、令和 6（2024）年度で 8.9%、令和 11（2029）年度で 7.8%と推計しています。

令和 6（2024）年度には、平成 30 年度実績から 3.8 ポイント向上させ 14.4%、令和 11（2029）年度には、5.3 ポイント向上させ 15.9%を目指します。

リサイクル（再生利用）率の向上

◇令和 6（2024）年度までに

3.8 ポイント（平成 30 年度比）向上！

※燃えるごみに含まれる紙類等を約 1,900 t 資源化

◇令和 11（2029）年度までに

5.3 ポイント（平成 30 年度比）向上！

※燃えるごみに含まれる紙類等を約 2,600 t 資源化

表 6-2　リサイクル（再生利用）率の推計値と目標値

区分	平成30年度	令和 6 年度		令和 11 年度	
	実績値	推計値	目標値	推計値	目標値
ごみ総処理量	38, 089 t	34, 995 t	34, 700 t	33, 378 t	32, 788 t
総資源化量	4, 036 t	3, 102 t	5, 002 t	2, 616 t	5, 216 t
リサイクル率	10. 6%	8. 9%	14. 4%	7. 8%	15. 9%

図 6-6　リサイクル（再生利用）率目標値

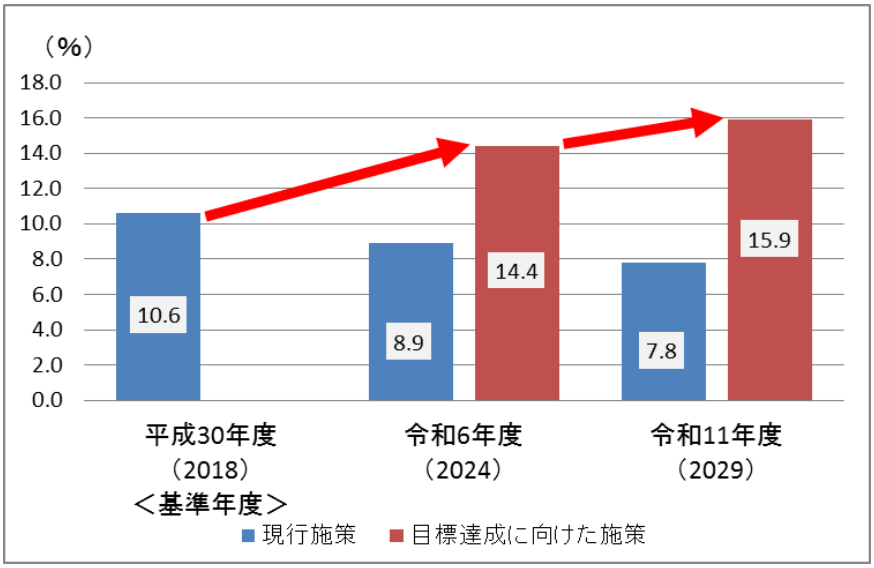

図 6-7　リサイクル（再生利用）率将来推計値と目標値の比較

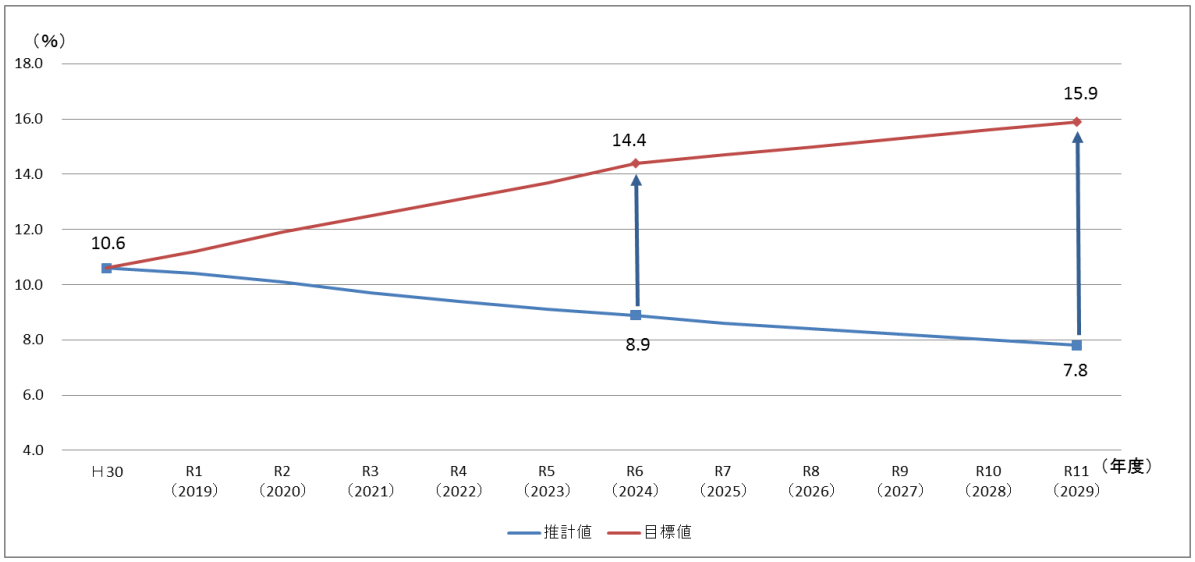

4　最終処分量

令和 11（2029）年度の市民一人一日あたりの最終処分量については、平成 30 年度実績 34.9ｇ/人・日から 2.9ｇの減量を図り、32.0ｇ/人・日を目指します。

なお、令和 6（2024）年度までには、2.3ｇの減量を図り、32.6ｇ/人・日を目指します。

最終処分量の減量

◇令和 6（2024）年度までに

2.3ｇ/人・日（平成 30 年度比）減量！

◇令和 11（2029）年度までに

2.9ｇ/人・日（平成 30 年度比）減量！

表 6-3　最終処分量の推計値と目標値

区分	平成30年度	令和 6 年度		令和 11 年度	
	実績値	推計値	目標値	推計値	目標値
最終処分量	1,474ｔ	1,430ｔ	1,260ｔ	1,438ｔ	1,171ｔ
市民一人一日あたりの最終処分量（ｇ/人･日）	34.9	37.0	32.6	39.3	32.0

図 6-8　市民一人一日あたりの最終処分量目標値

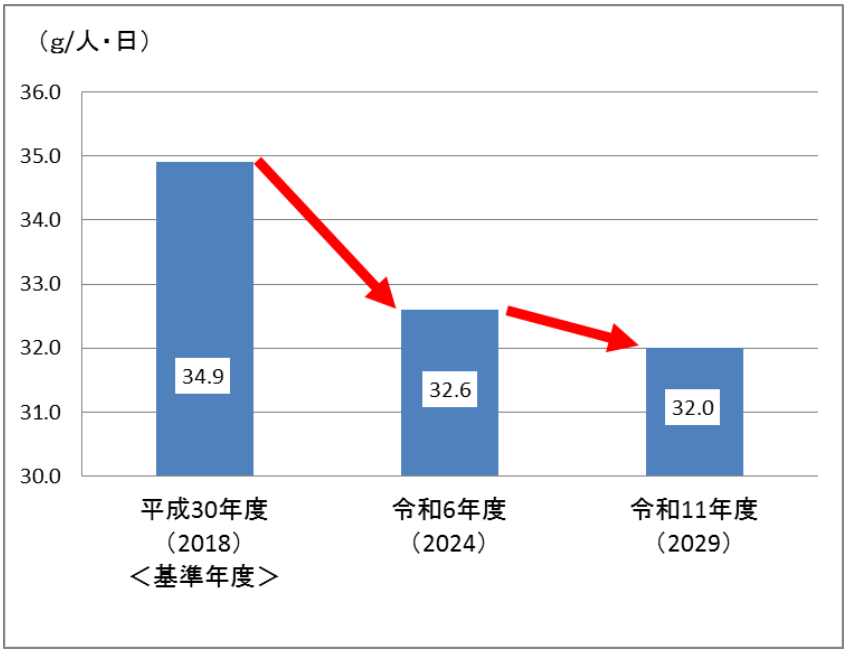

第７章　目標達成に向けた取組

１　目標達成に向けた施策体系

基本方針に基づく施策体系は以下のとおりです。

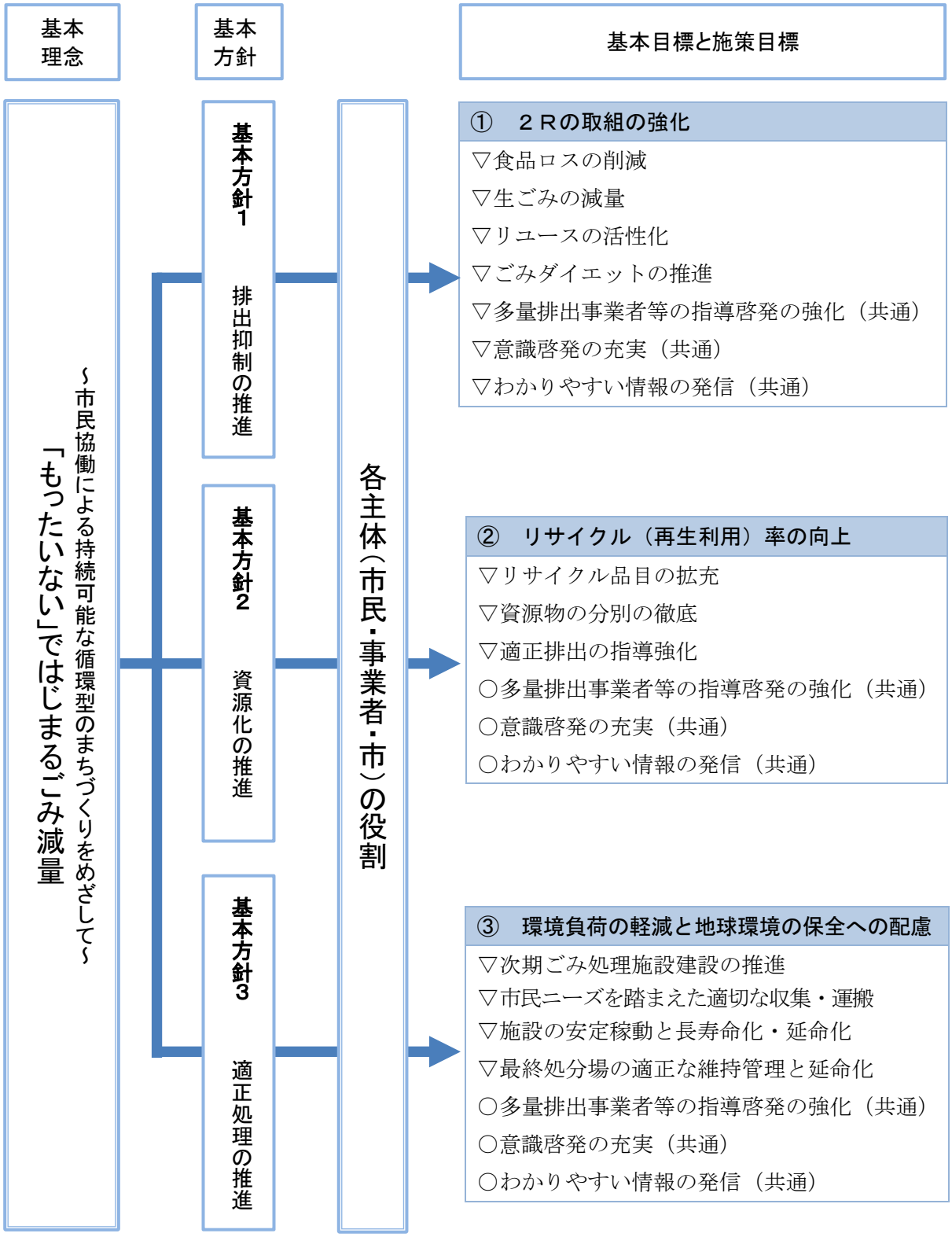

2　基本方針に基づく施策目標と主な取組

基本方針に基づく施策目標の達成のため、各取組を進めていきます。

≪基本方針１≫　排出抑制の推進　　～2Rの取組の強化～

表中の取組主体の「◎」は、主な取組主体、「○」は、取組を支援または関係している主体を表します。

施策目標と主な取組			取組主体		
			市民	事業者	市
施策目標１ 食品ロスの削減	≪新規≫	① 食品ロス削減運動の推進	○		◎
	<充実>	② 家庭における食品ロス削減	◎		○
	<充実>	③ 飲食店等における食品ロス削減	○	◎	○
施策目標２ 生ごみの減量	≪新規≫	① 大型生ごみ処理機の設置	○	○	◎
	<充実>	② 生ごみの水切りの周知啓発	○	○	◎
	<充実>	③ 生ごみ堆肥化講習会の開催	◎	◎	○
	(継続)	④ 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業	○		◎
	(継続)	⑤ ライフスタイルにあった生ごみ堆肥化手法の推進	○	○	◎
施策目標３ リユースの活性化	≪新規≫	① リユース食器・マイボトルの推奨	○	○	◎
	≪新規≫	② マイはし運動の推進	◎	◎	○
	<充実>	③ 詰め替え商品の推奨	○	○	◎
	<充実>	④ リユース関連の情報発信	○	○	◎
	<充実>	⑤ リユースの周知啓発	○	○	◎
施策目標４ ごみダイエットの推進	≪新規≫	① 有料指定ごみ袋の見直しによるごみダイエット	○	○	◎
施策目標５ 多量排出事業者等の指導啓発の強化	<充実>	① 許可業者の指導強化		○	◎
	<充実>	② 事業所訪問による周知啓発及び取組事例の情報発信		○	◎
	<充実>	③ 適正搬入指導の強化		○	◎

施策目標６ 意識啓発の充実	≪新規≫	① ごみ減量アイデアコンテストの開催	○	○	◎
	≪新規≫	② ごみ減量サポーター登録制度の新設	○	○	◎
	≪新規≫	③ 「ごみ減量デー」の設定	○	○	◎
	≪新規≫	④ 環境関連施設見学ツアーの実施	○	○	◎
	＜充実＞	⑤ 環境学習の充実	○	○	◎
	＜充実＞	⑥ 出前講座の充実	○	○	◎
	＜充実＞	⑦ イベント等を活用した周知啓発の充実	○	○	◎
施策目標７ わかりやすい情報の発信	≪新規≫	① ごみ出しアプリの活用	○	○	◎
	（継続）	② ごみ出し読本の配布	○	○	◎
	（継続）	③ ごみ出しカレンダーの配布	○	○	◎
	（継続）	④ 広報やホームページ等を活用した情報発信	○	○	◎

≪基本方針２≫　資源化の推進　～リサイクル（再生利用）率の向上～

施策目標と主な取組			取組主体		
			市民	事業者	市
施策目標１ リサイクル品目の拡充	≪新規≫	① プラスチック製容器包装分別収集の実施	○		◎
	≪新規≫	② 廃食用油回収事業の実施	○		◎
施策目標２ 資源物の分別の徹底	≪新規≫	① 事業所から排出される紙類の資源化の推進		○	◎
	＜充実＞	② その他の紙類の排出方法の周知徹底	○	○	◎
	＜充実＞	③ 市民等が資源物を排出しやすい環境整備	○	○	◎
施策目標３ 適正排出の指導強化	≪新規≫	① 業種毎の協会・組合との連携		◎	◎
	（継続）	② 収集時の分別排出の指導啓発	○	◎	◎
	（継続）	③ 排出段階における組成調査			◎

≪基本方針３≫　適正処理の推進　～環境負荷の軽減と地球環境の保全への配慮～

施策目標と主な取組			取組主体		
			市民	事業者	市
施策目標１ 次期ごみ処理施設建設の推進	≪新規≫	① 次期ごみ処理施設の整備に向けた計画の策定等			◎
	≪新規≫	② 次期ごみ処理施設の建設			◎
施策目標２ 市民ニーズを踏まえた適切な収集・運搬	（継続）	① 福祉収集の実施	○		◎
	（継続）	② 一般廃棄物処理計画に基づく適切な収集・運搬			◎
施策目標３ 施設の安定稼動と長寿命化・延命化	＜充実＞	① 施設の維持管理の充実と計画的な保全管理			◎
施策目標４ 最終処分場の適正な維持管理と延命化	（継続）	① 最終処分場の維持管理の徹底と埋立量の減量			◎

３　基本方針に基づく主な施策目標と減量目標

本計画の基本方針に基づく施策目標における令和６年度と令和 11 年度の減量目標を表 7-1 に示します。なお、人口減少に伴うごみの減量を令和６年度までに 1,995ｔ、令和 11 年度までに 3,137ｔと推計しています。

表 7-1　基本方針に基づく主な施策目標と減量目標

施策目標	令和６年度	令和 11 年度
施策取組による減量	△2,255ｔ	△3,310ｔ
食品ロスの削減	△150ｔ	△300ｔ
生ごみの減量	△145ｔ	△290ｔ
リサイクル品目の拡充（プラスチック製容器包装分別収集）	△200ｔ	△400ｔ
資源物の分別の徹底	△1,700ｔ	△2,200ｔ
適正排出の指導強化	△60ｔ	△120ｔ
人口減少による減量	△1,995ｔ	△3,137ｔ
減量合計	△4,250ｔ	△6,447ｔ

４　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係

平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」が策定されました。

ＳＤＧｓの 17 の目標には、本計画に関連する目標として 8 つあります。特に目標 12 の「持続可能な生産と消費」と目標 17 の「パートナーシップ」は、市民・事業者との協働による持続可能な循環型のまちづくりをめざす本計画の基本理念と共通するものであり、本市としても、本計画における取組を推進することで国際的な課題の解決にもつながることを認識しながら取組んでいくこととします。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の 17 の目標を図 7-1、ＳＤＧｓの目標と本計画の施策目標の関連を表 7-2 に示します。

図 7-1　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の 17 の目標

表 7-2　ＳＤＧｓの目標に関連する本計画に掲げる施策

本計画に関連するＳＤＧｓの目標		ＳＤＧｓの目標に関連する本計画の施策目標
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇リユースの活性化 ◇多量排出事業者等の指導啓発の強化 ◇意識啓発の充実 ◇わかりやすい情報の発信 ◇資源物の分別の徹底 ◇適正排出の指導強化
	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する	◇リサイクル品目の拡充
	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	◇食品ロスの削減
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇リユースの活性化 ◇ごみダイエットの推進 ◇多量排出事業者等の指導啓発の強化 ◇意識啓発の充実 ◇わかりやすい情報の発信 ◇リサイクル品目の拡充 ◇資源物の分別の徹底 ◇適正排出の指導強化 ◇次期ごみ処理施設建設の推進 ◇市民ニーズを踏まえた適切な収集･運搬 ◇施設の安定稼動と長寿命化･延命化 ◇最終処分場の適正な維持管理と延命化

本計画に関連するＳＤＧｓの目標		ＳＤＧｓの目標に関連する本計画の施策目標
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇ごみダイエットの推進 ◇施設の安定稼動と長寿命化･延命化
	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	◇リサイクル品目の拡充
	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	◇資源物の分別の徹底
	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する	◇食品ロスの削減 ◇生ごみの減量 ◇リユースの活性化 ◇ごみダイエットの推進 ◇多量排出事業者等の指導啓発の強化 ◇意識啓発の充実 ◇わかりやすい情報の発信 ◇リサイクル品目の拡充 ◇資源物の分別の徹底 ◇適正排出の指導強化 ◇市民ニーズを踏まえた適切な収集･運搬

５　基本方針に基づく各取組の展開

（１）≪基本方針１≫　排出抑制の推進　～２Ｒの取組の強化～

施策目標１　食品ロスの削減

食べられるのに廃棄される食品、「食品ロス」は、その約半分が飲食店などの事業所、残りの約半分が家庭から排出され、「ごみ」として処理されています。このため、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの役割と連携による取組を進め、食品ロスの削減を図ります。

ごみ減量目標		
	家庭系ごみ	150ｔ/年
	事業系ごみ	150ｔ/年

取組①　食品ロス削減運動の推進≪新規≫

食品ロスは、購入後に冷蔵庫や保管場所に入れたまま存在を忘れ、消費期限や賞味期限が切れることが発生の大きな要因となっていることから、食品ロスを削減するために、毎月 10 日と 30 日を冷蔵庫や保管場所の在庫を確認する「家庭版 3010 運動」や必要な量だけの食材の購入、食べきれる量の料理を作るなど「食べきり運動」を推進し、市民意識の向上を図ります。

また、さらなる食品ロス削減を推進するため、家庭等から発生する食材等の食品ロスを廃棄物ではなく、資源物として活用する取組について調査・研究を行います。

取組②　家庭における食品ロス削減＜充実＞

家庭からは、手付かずの食品や食べ残し等の食品ロスが排出されています。このため、広報紙の活用やイベント等において啓発チラシや野菜の皮の過剰除去を防止するグッズを配布するなど周知啓発を実施します。

取組③　飲食店等における食品ロス削減＜充実＞

飲食店や小売店等を対象とした訪問による周知啓発に取組み、福岡県が実施する福岡県食品ロス削減県民運動の「食べもの余らせん隊」に協力する「登録店」を拡大し、3010 運動、少量メニューの提供等の実践により食品ロス削減を進めます。

外食時の食べ残しを減らすには、料理を提供する側（飲食店等）と料理をいただく側（市民等）が一緒になって取組むことが必要であることから、登録店へ、のぼり旗やコースターなどの啓発グッズを配布し、市民全体の食品ロス削減に向けた気運を高めます。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① 食品ロス削減運動の推進	実施	実施	実施
② 家庭における食品ロス削減	充実実施	充実実施	充実実施
③ 飲食店等における食品ロス削減	継続実施	充実実施	充実実施

施策目標２　生ごみの減量

燃えるごみには、多くの生ごみが含まれています。生ごみの排出を抑制することで燃えるごみの減量が図れるため、生ごみの堆肥化に取組む市民の支援や情報提供に努めます。また、生ごみは、水分を多く含んでいることから、生ごみの水切りがごみ減量に効果的な手法であるため、体験型の周知啓発を実施するなど、水切りの徹底に努めます。

ごみ減量目標	家庭系ごみ	270ｔ/年
	事業系ごみ	20ｔ/年

取組①　大型生ごみ処理機の設置≪新規≫

公民館・自治会・団地・アパートや飲食店等などで大型生ごみ処理機の設置を希望する団体へ５年間以上貸与し生ごみの排出抑制を図ります。できた堆肥については、農家や環境団体と連携し、有効活用を図ります。

取組②　生ごみの水切りの周知啓発＜充実＞

イベントや講座等では、生ごみの水切りの効果や水切り専用の道具を使った生ごみの水切りの方法などの情報を発信し、周知啓発に努めます。また、水切りの減量効果を体験、実感できる体験型の啓発を実施するなど市民等の生ごみの水切りの実践を促します。

取組③　生ごみ堆肥化講習会の開催＜充実＞

生ごみの堆肥化に取組む市民がより楽しんで参加できるように、座学の講習会だけでなく畑などで土に触れ、実践できる体験型の講習会を実施するなど充実を図り、生ごみの減量化を促進します。

取組④　生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業（継続）

生ごみ堆肥化に取組む市民の支援と取組む市民の拡大を図り、生ごみの減量化と有効活用を促進するため、引き続き、生ごみ堆肥化機材を購入する市民に対して購入費の一部を補助します。

取組⑤　ライフスタイルにあった生ごみ堆肥化手法の推進（継続）

ライフスタイル、住居スタイルに関わらず生ごみの堆肥化に取組んでもらうために、段ボールコンポストだけではなく、新たな手法についても積極的にホームページ等を活用して情報を発信します。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和11年度 （2029）
① 大型生ごみ処理機の設置	調査･検討		実施
②生ごみの水切りの周知啓発	充実実施		
③生ごみ堆肥化講習会の開催	充実実施		

④ 生ごみ堆肥化機材等購入費補助事業	継続実施
⑤ ライフスタイルにあった 生ごみ堆肥化手法の推進	継続実施

施策目標３　リユースの活性化

リユースは、一度使用したものを、そのままの形で再度、使用することから、ごみの減量につながるとともに、エネルギーを使用しないため、環境にやさしい行動です。このため、リユースに関する事業の取組みの強化を図り、市民等のごみ減量に対する関心を高め、リユース行動の実践を促進します。

取組①　リユース食器・マイボトルの推奨≪新規≫

紙やプラスチック製の使い捨て食器、割りばしを利用している飲食店等に対しては、店舗訪問やホームページ等を通じて、繰り返し使える食器やはしの使用を促し、ごみの減量化と飲食店等の意識の向上を図ります。市民に対しても、日常生活の中で、紙コップ、紙皿等を出来る限り使用しないよう促します。

また、マイボトルについては、会社、学校や外出先などで自分の水筒やタンブラー等の使用について、広報紙やホームページで情報発信するなど周知啓発を行います。

取組②　マイはし運動の推進≪新規≫

マイはしの携帯や自宅で食べる弁当購入時の不要な割りばし、スプーンなどの提供の辞退を推奨するとともに、飲食店へのリユースはし（繰り返し使用できるはし）の使用を促すなどマイはし運動を推進し、使い捨ての割りばし等の削減に努めます。

取組③　詰め替え商品の推奨＜充実＞

広報紙や出前講座、イベント等において、シャンプーをはじめ洗剤、調味料などの詰め替え商品の積極的な購入を促すとともに、市民の意識の向上を図ります。

取組④　リユース関連の情報発信＜充実＞

市内のリペアショップ、リサイクル（リユース）ショップ及びフリーマーケットの開催等の情報やリユースの行動事例をホームページ等において紹介するなど、情報発信に努め、市民等のリユースの行動促進を図ります。

取組⑤　リユースの周知啓発＜充実＞

市民に「不要になったものは、必要な人に譲る」「壊れたものは、修理して使用する」「使えるものは何度でも繰り返し使用する」などのリユースの行動を、生活の中で意識してもらえるように広報紙やホームページ等で周知啓発します。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① リユース食器・マイボトルの推奨	実施		

② マイはし運動の推進	実施
③ 詰め替え商品の推奨	充実実施
④ リユース関連の情報発信	充実実施
⑤ リユースの周知啓発	充実実施

施策目標 4　ごみダイエットの推進

本市では、新たなごみ処理施設の整備を検討しており、ごみの量は施設規模にも影響することから、ごみ処理におけるごみの減量化･資源化は喫緊かつ重要な課題となっています。

このような状況の中、燃えるごみの中には、生ごみやリサイクル可能な紙類が多く含まれていることから、市民や事業者が自ら排出するごみへの関心やごみの分別意識を高めることで、ごみの減量化･資源化の推進を図ります。

取組①　有料指定ごみ袋の見直しによるごみダイエット≪新規≫

ごみを減らすことで、費用負担が少なくなるというインセンティブを高める有料指定ごみ袋のサイズ及び手数料の見直しを行い、現状よりもワンサイズ小さい有料指定ごみ袋へ切り替える「ごみダイエット」の推進を図ることにより、ごみの減量化・資源化を推進します。

また、有料指定ごみ袋をワンサイズ小さくするという市民の意識や関心を高め、実践につながるよう、本計画に掲げる他の取組との効果的な連携を図り、さらなるごみの減量化・資源化を推進します。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和 3 年度 （2021）	中期 ～令和 6 年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① 有料指定ごみ袋の見直しによるごみダイエット	検討	実施	

施策目標 5　多量排出事業者等の指導啓発の強化

事業者には、「事業活動に伴って排出されるごみについては、事業者自らが処理責任を負う」ことを認識してもらうことが重要です。特に許可業者が収集を行っている事業所については、家庭系ごみのように、市が直接的に関わることが少ないことから、排出状況の把握ができないため、事業者と積極的な関わりをもつことで、ごみの減量化や資源化の取組みへの意識啓発に努めるとともに、適正処理を促します。

取組①　許可業者の指導強化＜充実＞

多量排出事業者については、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集を行っていることから、許可業者を対象とした講習会を毎年開催し、更なる専門知識の習得等のスキルアップを図り、許可業者からごみの排出者である事業者に対する適切な周知啓発を徹底するとともに、許可業者と連携した指導啓発を実施します。

取組②　事業所訪問による周知啓発及び取組事例の情報発信＜充実＞

多量排出事業所を訪問し、ごみの排出状況や指導啓発を行うことで、事業者のごみに対する関心を高め、ごみの減量化・資源化を促します。また、事業所訪問を継続する中で、ごみの減量化・資源化について効果的な取組みを実施した事業所については事業所名や取組事例をホームページ等で紹介し、多量排出事業者の意識の向上と行動意欲を高めます。

取組③　適正搬入指導の強化＜充実＞

大牟田・荒尾ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザでは、許可業者と事業者が直接搬入する受付段階での聞き取り、指導強化や分別意識の向上を目的とした燃えるごみの展開検査を実施し、リサイクル品目及び不燃物などの不適物の混入防止を徹底します。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① 許可業者の指導強化	充実実施		
② 事業所訪問による周知啓発 及び取組事例の情報発信	充実実施		
③ 適正搬入指導の強化	充実実施		

施策目標６　意識啓発の充実

ごみの減量化･資源化を推進するためには、排出者である市民等がごみに対する関心を持ってもらうことが重要であるため、様々な機会を通して、子どもから大人まで幅広い世代に対して意識啓発を実施します。

取組①　ごみ減量アイデアコンテストの開催≪新規≫

市民のごみに対する関心を高めるため、ごみ減量アイデアコンテストを開催し、その応募アイデアを広報紙、ホームページ等で「アイデア集」として公表することで、広く市民に周知を図るとともに、市民の実践を促し、さらなるごみの減量化･資源化を促進します。なお、広く市民が取組め、ごみの減量に効果的なアイデアについては、市の施策へ反映することも検討します。

取組②　ごみ減量サポーター登録制度の新設≪新規≫

「生ごみの水切り」「マイバッグの使用」や「3010 運動の実践」など自分ができるごみ減量の取組を宣言した市民と事業所･団体等の組織全体としてごみ減量に取組むことを宣言した団体をサポーターとして登録し、サポーターによる情報発信を促します。事業所や団体については、ホームページ等で紹介します。

取組③　「ごみ減量デー」の設定≪新規≫

市民のごみに対する関心を高めるため、「ごみ減量デー」として 5 月 30 日を「ごみゼロの日」に設定し、大型商業施設等において啓発グッズなどを配布しながら、ごみの減量を呼びかける街頭啓発を実施します。

取組④　環境関連施設見学ツアーの実施≪新規≫

本市のごみの中間処理施設である大牟田･荒尾ＲＤＦセンター、リサイクルプラザ及びエコタウンに立地するリサイクル関連事業所の見学会を実施し、ごみ処理の工程を学んでもらうことで、市民等のごみに対する関心を高めます。

取組⑤　環境学習の充実＜充実＞

将来を担う子どもたちが、環境に対し関心を持ち、身近な環境問題について考える習慣を身につけてもらうために、教育委員会と連携を図り、ＥＳＤにおける環境教育の支援やごみ処理について学ぶ小学校 4 年生を対象とした環境学習に継続して取組みます。また、中学校等における清掃活動や環境に関する取組等に積極的に関わるなど充実を図ります。

取組⑥　出前講座の充実＜充実＞

子どもから大人まで幅広い世代が受講することができる出前講座については、全ての市民に環境に対する関心を持ってもらうことのできる機会であることから、少人数にも対応するなど、受講しやすい環境を整えるとともに、市民が受講しようと思える魅力ある出前講座を実施します。

取組⑦　イベント等を活用した周知啓発の充実＜充実＞

市民に対する周知啓発については、環境部内のイベントだけでなく、市役所各部が主催するイベント等と連携し、様々な世代やごみ以外の分野に関心を持つ市民にも周知啓発、情報発信を行い、新たに環境問題に関心を持つ市民の拡大を図ります。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和 3 年度 （2021）	中期 ～令和 6 年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① ごみ減量アイデアコンテストの開催	実施		
② ごみ減量サポーター登録制度の新設	実施		
③ 「ごみ減量デー」の設定	実施		
④ 環境関連施設見学ツアーの実施	実施		

⑤ 環境学習の充実	充実実施
⑥ 出前講座の充実	充実実施
⑦ イベント等を活用した周知啓発の充実	充実実施

施策目標７　わかりやすい情報の発信

全ての市民、事業者にごみの分別やごみの収集日などのごみ出しのルールを理解してもらうために、様々な機会や手法により、わかりやく情報を発信します。

取組①　ごみ出しアプリの活用≪新規≫

ごみ出しルールの周知徹底を図るため、いつでもごみ出し日やごみ分別区分の確認ができるように、ごみ出しアプリを導入し、市民等の利便性を高め、ごみ出しルールの徹底を図ります。

取組②　ごみ出し読本の配布（継続）

ごみの減量化･資源化を推進するためには、市民等の排出段階における分別の徹底等の協力が不可欠であることから、新たな分別品目の追加などのごみ排出のルールが変更になる場合は、市民へのルールの周知徹底を図るため、ごみ出し読本を全世帯に配布します。

取組③　ごみ出しカレンダーの配布（継続）

市民等にごみ出しカレンダーを配布することで、ごみ収集日の周知徹底を図るとともに、ごみの出し方やリサイクルの分別等に関する周知啓発により、ごみに対する関心を高めます。

取組④　広報やホームページ等を活用した情報発信（継続）

市民が行政情報を入手する有効な手段のひとつである広報紙を的確かつ効果的に活用し、情報の発信に努めます。ホームページについては、ごみ出しのルールや収集日、ごみの減量化・資源化に関する多くの情報を掲載します。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① ごみ出しアプリの活用	実施		
② ごみ出し読本の配布	継続実施		
③ ごみ出しカレンダーの配布	継続実施		
④ 広報やホームページ等を活用した情報発信	継続実施		

（2）≪基本方針２≫　資源化の推進　～リサイクル（再生利用）率の向上～

施策目標１　リサイクル品目の拡充

燃えるごみとして収集しているものの中には、資源として有効活用できる品目も含まれています。このため、燃えるごみの減量に効果的な品目や資源化ルートが確立し、安定的に資源化ができる品目については、分別収集に取組み、燃えるごみの減量化・資源化の促進と市民の意識の向上を図ります。

ごみ減量目標		
	家庭系ごみ	400ｔ/年
	事業系ごみ	－

取組①　プラスチック製容器包装分別収集の実施≪新規≫

ごみダイエットの推進を図ると同時に、燃えるごみの減量化と市民の経済的負担の軽減のため、「プラスチック製容器包装」の分別収集に取組みます。なお、対象とするプラスチック製容器包装については、「容積が大きい」「市民がわかりやすい」の２つを要件とした品目を対象とします。主な品目を以下に掲げます。

シャンプー･リンスのボトル、洗濯用洗剤･柔軟剤のボトル、台所用洗剤ボトル、卵のパック、弁当がら、色つきトレイ、豆腐の容器、発泡スチロール（緩衝材）、ペットボトルのキャップ等。

取組②　廃食用油回収事業の実施≪新規≫

ごみの減量化と市民の意識の向上を図るため、地域活動の拠点などで、使用済み食用油を回収し、バイオディーゼル燃料化を図ります。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和11年度 （2029）
①　プラスチック製容器包装分別収集の実施	検討 → 実施	実施	実施
②　廃食用油回収事業の実施	調査･検討	モデル回収	実施

施策目標２　資源物の分別の徹底

本市の燃えるごみには、資源物である紙類が多く含まれていることから、排出段階における分別の徹底による資源化を推進し、市民や事業者に対する指導啓発の徹底や情報発信を充実させます。

ごみ減量目標		
	家庭系ごみ	600ｔ/年
	事業系ごみ	1,600ｔ/年

取組①　事業所から排出される紙類の資源化の推進≪新規≫

事業所から排出される燃えるごみには、処理施設や排出段階における組成調査の結果から多くの紙類が混入していると考えられます。このため、収集段階や施設搬入時の指導啓発を強化し、分別の徹底を図ることで、さらなる紙類の資源化を促進するとともに、大牟田･荒尾ＲＤＦセンターの処理量をできる限り抑制します。

大牟田･荒尾ＲＤＦセンターには、事業所から機密性の確保のため焼却や裁断などの処理が必要な機密文書が搬入されています。しかし、ごみの減量化･資源化の推進のため、リサイクル可能な紙質の機密文書についても、資源化の取組を進めます。

取組②　その他の紙類の排出方法の周知徹底＜充実＞

ホームページ等でどこの家庭にもあるカレンダー等を使った紙類の排出袋の作り方などを紹介しながら、市民に「その他の紙類」が紙袋での排出ができることを周知徹底することで、多くの市民に簡単に排出できることを理解してもらい、分別の徹底を促していきます。

取組③　市民等が資源物を排出しやすい環境整備＜充実＞

仕事の都合などで地域のリサイクル集積所に資源物を排出できない市民が分別意欲の低下を招かないように、休日における資源の受入の拡充を図ります。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和11年度 （2029）
① 事業所から排出される紙類の資源化の推進	実施		
② その他の紙類の排出方法の周知徹底	充実実施		
③ 市民等が資源物を排出しやすい環境整備	充実実施		

施策目標３　適正排出の指導強化

資源化を推進するためには、市民、事業者が分別のルールに基づいた排出段階における分別排出が不可欠です。そのため、収集担当者や啓発推進員による効果的な指導・啓発を推進します。

ごみ減量目標	家庭系ごみ	90ｔ/年
	事業系ごみ	30ｔ/年

取組①　業種毎の協会･組合との連携≪新規≫

事業者が加盟する業種毎の協会や組合などの団体と連携し､加盟事業者に対してのごみに関する周知啓発等の協力を求めながらごみの減量化・資源化を促進します。

取組②　収集時の分別排出の指導啓発（継続）

収集時における市民への直接的な指導啓発は､分別ルールの周知や市民意識を向上させるために効果的です。そのため、ごみの排出に関する市民対応のマニュアル等を整備し、収集時に適切な指導啓発を行います。また、収集時に不在の世帯に対しては、「収集できません」シールの活用やチラシ等を配付するなど、状況に応じた効果的な指導啓発を行います。

取組③　排出段階における組成調査（継続）

効果的な指導啓発を行うためには、ごみの分別に対する市民意識の把握が重要であることから、定期的に収集ごみの組成調査を行い、ごみの排出状況を把握し、ごみの減量化・資源化に効果的な指導啓発を実施します。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和11年度 （2029）
① 業種毎の協会･組合との連携	実施		
② 収集時の分別排出の指導啓発	継続実施		
③ 排出段階における組成調査	継続実施		

（３）≪基本方針３≫　適正処理の推進　～環境負荷の軽減と地球環境の保全への配慮～

施策目標１　次期ごみ処理施設建設の推進

大牟田・荒尾清掃施設組合が参画するＲＤＦ発電事業については、令和４（2022）年度で終了となります。令和５（2023）年度以降については、既存の大牟田・荒尾ＲＤＦセンターを令和９（2027）年度以降までの５年間以上の継続利用が決定していますが、ごみ処理施設の建設には、計画から供用開始までに相当の期間を要することから、計画的に取組みを進める必要があります。

取組①　次期ごみ処理施設の整備に向けた計画の策定等≪新規≫

次期ごみ処理施設の整備に向けては、今後のごみ量の推移を見据えた上で、検討を行っていく必要があります。

このため、本計画に掲げるごみの減量化・資源化やリサイクルの推進に向けた方策を踏まえ、今後のごみ量の推計を行い、次期ごみ処理施設建設の規模や処理方式、建設場所など、施設整備に向けた具体的な計画の策定等に取組みます。

取組②　次期ごみ処理施設の建設≪新規≫

次期ごみ処理施設の建設に向け、発注方式の決定や業者選定を行い、その後の基本設計、実施設計、施設建設、供用開始、管理運営まで計画的に取組を進めます。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和11年度 （2029）
① 次期ごみ処理施設の整備に向けた計画の策定等 ・循環型社会推進地域計画 ・施設整備基本計画 ・環境影響調査	実 施		
② 次期ごみ処理施設の建設 ・発注方式の決定、業者選定 ・基本設計、実施設計、施設建設 ・供用開始、管理運営			実 施

施策目標２　市民ニーズを踏まえた適切な収集・運搬

循環型社会における資源の分別やごみの減量化に向けた廃棄物の適正処理を推進します。また、高齢化社会における市民ニーズに対応した廃棄物の収集・運搬を実施します。

取組①　福祉収集の実施（継続）

ごみの排出が困難な高齢者や障がいのある人に対しては支援が必要です。家族や親戚による「自助」や地域住民のネットワーク等による「共助」を促進します。また、「自助」「共助」によっても解決が図られない場合に「公助」としての支援事業（福祉収集）を実施します。

取組②　一般廃棄物処理計画に基づく適切な収集・運搬（継続）

一般廃棄物については、ごみ処理基本計画やごみ処理実施計画に基づき、適正な処理を推進しています。家庭系ごみについては、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき、計画的に収集・運搬し適正に処理を行います。一定量以上の事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集・運搬業の許可（業者）により収集・運搬を行います。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① 福祉収集の実施	継続実施		
② 一般廃棄物処理計画に基づく適切な収集・運搬	継続実施		

施策目標３　施設の安定稼動と長寿命化・延命化

本市のごみの中間処理施設である大牟田･荒尾ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザは運転開始から約 16 年が経過し、施設の老朽化が進行しています。このため、適正な維持管理により安定稼動を継続するとともに、長期的な整備計画等により、長寿命化・延命化を図ります。

取組①　施設の維持管理の充実と計画的な保全管理＜充実＞

大牟田・荒尾ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザでは、整備計画に基づく維持管理を充実させ、安定稼動を継続します。また、施設を長期にわたり有効活用していくため、計画的かつ効率的な更新整備や保全管理を行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
① 施設の維持管理の充実と計画的な保全管理	継続実施	充実実施	

施策目標４　最終処分場の適正な維持管理と延命化

本市の最終処分場である第三大浦谷埋立地については、関係法令に基づく適正な維持管理を実施するとともに、ごみの減量化・資源化の取組により延命化を図ります。

取組①　最終処分場の維持管理の徹底と埋立量の減量（継続）

第三大浦谷埋立地については、廃棄物の搬入量の把握、定期的な水質検査や遮水シート等の主要設備の予防保全を実施するなど、適正な維持管理に継続して取組みます。また、ごみ減量化・資源化を推進し埋立量の減量を図るとともに、環境負荷の軽減や地球環境の保全に努めます。

取組名	実施時期		
	早期 ～令和３年度 （2021）	中期 ～令和６年度 （2024）	長期 ～令和 11 年度 （2029）
①　最終処分場の維持管理の徹底と埋立量の減量	継続実施		

第８章　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

本計画による、ごみの分別区分と主な品目を表 8-1 に示します。令和 3（2021）年度から新たに「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始します。分別区分については、ごみの分別収集がごみの減量化・資源化を促進するだけでなく、ごみに対する市民意識にも影響することから、今後も引き続き、本市の高齢化の状況、リサイクルルートの確保、財政的効果、減量効果等を総合的に勘案しながら検討をしていきます。

表 8-1　分別区分と主な品目

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>主な品目</th></tr>
<tr><td colspan="3">燃えるごみ</td><td>生ごみ、リサイクルできない紙、剪定枝、プラスチック製品（プラスチック製容器包装を除く）、木くず、ゴム製品</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃えないごみ</td><td>金属類（なべ、フライパン、針金ハンガー、飲料缶やビンのふたなど）陶磁器類、ガラス類、傘、家電製品（炊飯器、電気ポット、ＤＶＤデッキなど）カイロ</td></tr>
<tr><td colspan="3">有害ごみ</td><td>乾電池、蛍光管、水銀体温計</td></tr>
<tr><td rowspan="14">資源物</td><td colspan="2">缶</td><td>飲料缶、食料缶、缶詰の缶、菓子缶</td></tr>
<tr><td colspan="2">スプレー缶</td><td>殺虫剤、塗料、油のスプレー缶</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ビン</td><td>無色</td><td>透明のビン</td></tr>
<tr><td>茶色</td><td>茶色のビン</td></tr>
<tr><td>その他の色</td><td>透明、茶色以外の色のビン</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル
白色トレイ</td><td>ペットマークが表示してあるペットボトル
発泡スチロール製の白色トレイ</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック製
容器包装</td><td>シャンプー・リンスのボトル、洗剤・柔軟剤のボトル、発泡スチロール（緩衝材）、卵のパック、豆腐のパック、色つきトレイ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">紙類</td><td>新聞紙</td><td>新聞紙</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td><td>家電製品や飲料水等を梱包する段ボール箱（波板をはさみ多層構造となっているもの）</td></tr>
<tr><td>雑誌</td><td>週刊誌、パンフレット、単行本、書籍</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>500ml 以上の牛乳などの紙製容器（アルミコーティングなし）</td></tr>
<tr><td>その他の紙類</td><td>紙袋、包装紙、はがき、カレンダー、菓子箱、トイレットペーパーの芯、500ml 未満の牛乳などの紙製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">古布・古着類</td><td>シャツ、セーター類、スーツ</td></tr>
<tr><td colspan="3">大型ごみ</td><td>自転車、家具類、机、ベッド、ストーブ、家電製品（電子レンジ、照明器具）</td></tr>
</table>

区　分	主な品目
使用済み小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ＣＤプレーヤー、ビデオカメラ、電子辞書、ＩＣレコーダー
廃食用油	サラダ油、菜種油、コーン油、ごま油、オリーブ油

第９章　ごみ処理に関する基本的事項

１　収集・運搬計画

収集・運搬計画は、表 9-1 に示すとおりです。

市民等が排出するごみの収集運搬については、収集量の動向等を踏まえ、住民サービスや経済性を考慮しつつ、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。

表 9-1　収集・運搬計画

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>収集回数</th><th>収集方法</th><th>収集主体</th></tr>
<tr><td rowspan="14">家庭系ごみ</td><td colspan="2">燃えるごみ</td><td>2 回/週</td><td>戸別・ステーション</td><td>直営又は委託業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃えないごみ</td><td>1 回/2 週</td><td>戸別・ステーション</td><td>直営又は委託業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td><td>1 回/2 週</td><td>戸別・ステーション</td><td>直営又は委託業者</td></tr>
<tr><td rowspan="11">資源物</td><td colspan="2">缶</td><td rowspan="11">1 回/2 週</td><td rowspan="11">ステーション</td><td rowspan="11">直営又は委託業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">スプレー缶</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ビン</td><td>無色</td></tr>
<tr><td>茶色</td></tr>
<tr><td>その他の色</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル
白色トレイ</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック製
容器包装</td></tr>
<tr><td rowspan="5">紙類</td><td>新聞紙</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>雑誌</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>その他の紙類</td></tr>
<tr><td colspan="2">古布・古着類</td></tr>
<tr><td colspan="2">大型ごみ</td><td>随時申込</td><td>戸別</td><td>直営</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業系ごみ</td><td colspan="2">1 日の平均排出量が
30 kg未満の事業所</td><td colspan="3">家庭系ごみと同じ
（大型ごみ及び臨時ごみを除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">1 日の平均排出量が
30 kg以上の事業所</td><td colspan="3">事業者又は許可業者への委託</td></tr>
</table>

区　分	収集回数	収集方法	収集主体
使用済み小型家電	1 回/月	拠点回収	直営
廃食用油	1 回/月	拠点回収	直営又は委託業者

2　中間処理計画

新たに「プラスチック製容器包装」分別収集を開始する令和 3（2021）年度のごみ処理フローを図 9-1 に示します。

中間処理については、分別区分に基づき搬入されたごみを適正に処理します。可燃性ごみの中間処理施設である大牟田・荒尾ＲＤＦセンターについては、ＲＤＦ発電事業終了後の令和 5（2023）年度以降まで継続して利用するため、その間、可燃性ごみについては、固形燃料化処理を行います。なお、可燃性ごみの一部の有機性廃棄物については、東部環境センターで処理し、堆肥にします。

図 9-1　ごみ処理フロー

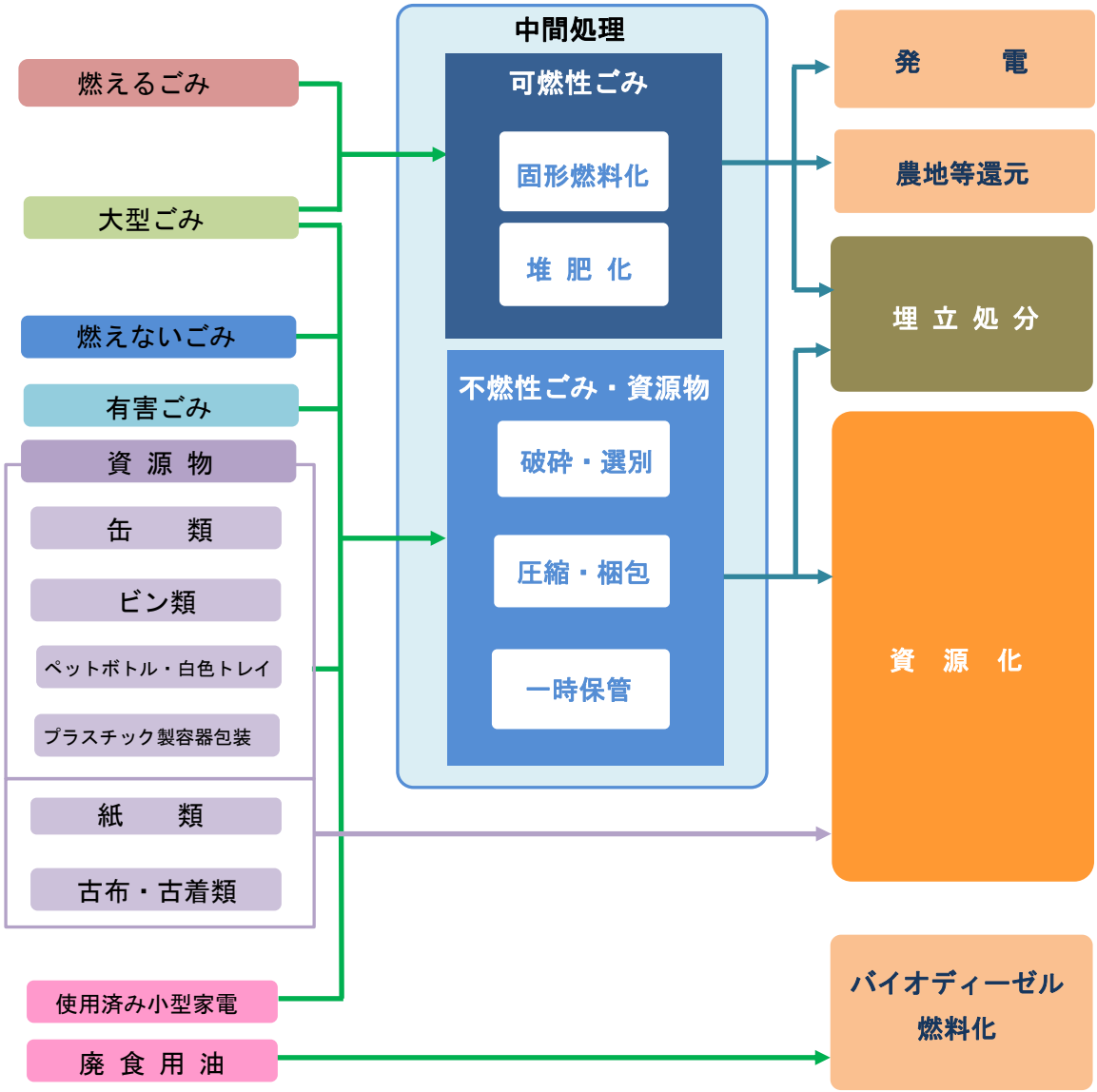

３　最終処分計画

本市では、最終処分場として「第三大浦谷埋立地」を有しています。第三大浦谷埋立地の残余容量は 101,100 ㎥（平成 31 年 3 月現在推計値）です。第三大浦谷埋立地では、中間処理施設である大牟田・荒尾ＲＤＦセンターとリサイクルプラザの不燃残渣等を処分しています。

前計画期間では、令和 13（2031）年度まで埋立可能としていましたが、３Ｒに基づく、ごみの減量化・資源化の推進により、ごみ総排出量が減少し、中間処理施設からの残渣が減少したことと、本計画におけるごみ減量化・資源化の取組により、さらに中間処理施設からの残渣が減少すると予測できることから、埋立可能期間を令和 20（2038）年度までと見込みます。

今後も３Ｒに基づいた、ごみの減量化・資源化を推進し、埋立量を減少させるとともに、環境保全や安全性等に十分配慮した適切な維持管理及び定期的な残余容量の把握に努め、施設の延命化を図ります。

第 10 章　その他ごみ処理に関し必要な事項

１　災害時の廃棄物処理に関する対策

地震、台風、豪雨等による大規模災害時には、避難所からの生活ごみ、一般家庭からの生活ごみと家具等の片付けごみの収集や大量の瓦礫、家屋解体に伴う廃材等の廃棄物の処理を行う必要があります。これらの災害時に発生する大量の廃棄物については、処理の停滞によって、復旧・復興が大幅に遅れることとなるため、適正かつ円滑・迅速に処理することが求められています。

このため、本市においては、国における「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「大牟田市地域防災計画」と整合を図りながら、「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物の処理を実施するため「大牟田市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

これにより、本市において大規模な災害が発生した場合には、「大牟田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の収集、処理等の体制や仮置場の設置の考え方等を平時から明確にすることで、発災時の混乱を避けるとともに、国や県の支援や民間事業者との協定に基づいた連携により、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理します。

２　不適正処理対策

（１）不法投棄対策

ごみの不法投棄を防止するため、監視カメラの設置と監視パトロールによる監視を継続するとともに、広報や啓発等によるモラル向上に努めます。また、不法投棄を発見した場合は、警察等の関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行います。

（２）野外焼却対策

廃棄物の野外焼却は、どんど焼きにおける門松、しめ縄の焼却や農業者が行う稲わらの焼却など一部の例外を除き法律で禁止されていますが、ここ数年、年間 70 件前後の相談が寄せられている状況です。

広報やイベント時におけるパネルの展示などによる周知啓発、現地調査による適正処理に関する指導を引き続き行います。

３　処理困難物の適正処理対策

（１）処理困難物

処理困難物については、本市の中間処理施設での処理ができないことから、受入れをしていません。これらの処理困難物は、取扱い業者等に委託し適正処理を行うよう周知します。

また、市の処理施設の稼働状況を見ながら、処理施設において処理が困難なもの、また、市の施設で処理しないものを処理困難物として随時指定し、その周知を図るとともに、適正な処理ルートの確保等に努めるものとします。

（２）法令等に定めがあるもの

家電リサイクル法による対象品目（家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン及び自動二輪（原動機付自転車を含む）については、今後も、製造業者や小売業者などと協力して適正に処理を行なうとともに、市民に対して処理方法の周知などを行っていきます。

（３）医療系感染性廃棄物

医療機関等から排出される感染性廃棄物については、市による収集運搬及び市の施設での受入れは行いません。

なお、一般家庭から排出される医療系廃棄物（在宅医療）については、適正に分別し排出するよう啓発を行うとともに、市で受け入れない医療系廃棄物の処理方法について、市民に対して周知などを行っていきます。

第 11 章　計画の進捗管理

本計画については、Ｐｌａｎ（計画の策定）、Ｄｏ（施策の実行）、Ｃｈｅｃｋ（評価）、Ａｃｔｉｏｎ（見直し）のＰＤＣＡサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行いながら進捗管理を実施することとします。

１　ごみ処理基本計画に基づく施策の実施

本計画で定めた各施策を推進するために、具体的な取組について、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に反映し、実施していくこととします。

２　ごみ処理基本計画の評価

一般廃棄物処理実施計画による取組の実施状況や目標達成に向けた進捗状況、廃棄物処理を取り巻く社会的状況の変化等を踏まえ、概ね 5 年ごと、本計画の点検・評価を行います。評価結果については、広報おおむたや市のホームページで公表します。

３　ごみ処理基本計画の見直し

ごみ処理基本計画についての評価を踏まえ、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

図 11-1ＰＤＣＡサイクルイメージ

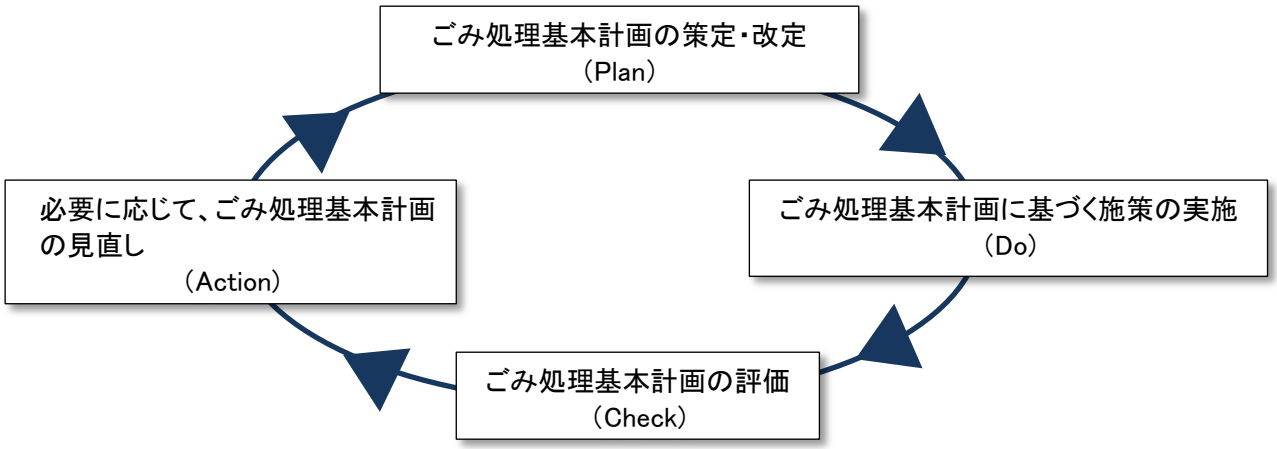

参考　用語集

ア行

ＲＤＦ（アール・ディ・エフ）	Refuse Derived Fuel の略で、「ごみ固形燃料」のことです。
一般廃棄物	廃棄物処理法第 2 条第 2 項において定義される産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は、排出される場所や状況により、一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と飲食店や事業所などの事業活動に伴って発生する「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に区分されます。
ＳＤＧｓ（エスディジーズ）	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

カ行

家庭系ごみ	一般家庭の生活に伴って排出される資源物を含むごみ（一般廃棄物）のことです。本計画では、これに加え、条例に基づき収集される 1 日の平均排出量が 30kg 未満の事業系ごみを含みます。
環境基本法	環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全にかかる責務を明らかにしている法律です。
環境省一般廃棄物処理事業実態調査	一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、全国の市町村等に対して行うものです。
協働	市民、事業者、市のそれぞれの主体が責任と役割を分担し、連携・協力して取組むことです。
経済センサス	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所･企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的に総務省統計局が実施しています。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラ、携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための各種の措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律です。
固形燃料	本計画では、家庭や事業所から排出された生ごみやプラスチックごみなどの廃棄物を固形燃料としたものを指しています。

戸別収集	ごみを戸別（住宅前）に収集する方法です。
ごみ質分析検査	ごみ焼却施設では、年 4 回以上のごみ質調査等、維持管理に必要な各種分析・検査の実施が義務付けられるとともに、効果的かつ効率的なごみの減量化･資源化の施策を推進するためにも必要な検査です。
ごみ出しアプリ	スマートフォンやタブレットなどの携帯端末からごみの分別やごみ出し日など、ごみに関する情報を確認することができるアプリのことです。

サ行

最終処分	ごみを中間処理施設で処理し、可能な限り資源化した後に残った、どうしても資源化できない物を最終的に埋め立てにより処分することです。
産業廃棄物	事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法施行令で定められた 20 種類に該当する廃棄物です。
残渣	ごみを中間処理施設（ＲＤＦセンター及びリサイクルプラザ）で廃処理した後に、再資源化できずに残ったものです。
3010（さんまるいちまる）運動	宴会や会食時に食べ残しを減らすために、乾杯から最初の 30 分間は自席で料理を楽しみ、お開き前の 10 分間は自席に戻って料理を残さず食べようという運動です
事業系ごみ	廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外のごみで、事業活動に伴って排出されるごみです。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムに代わる、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の軽減を図る社会です。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会を形成するために基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物の処理やリサイクルに係る対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めた法律です。
食品リサイクル法	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のことです。廃棄物となる食品の排出抑制と飼料、肥料等への資源化を目的とし、食品関連産業から排出される食品廃棄物について、再生利用等の促進を義務付けています。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。手つかずの状態で廃棄される「直接廃棄」、まだ食べられるのに廃棄される「食べ残し」、食べられる部分まで除去される「過剰除去」などが食品ロスに該当します。

処理困難物	家庭から排出されるごみのうち、市町村が保有する中間処理施設等では適正に処理することが困難なごみです。
３Ｒ（スリーアール）	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の頭文字の「Ｒ」をとって３Ｒと言います。
清掃汚泥	し尿処理施設の設備を定期的に清掃する際に発生する汚泥です。

タ行

単位体積重量	１㎥あたりの重量です。
段ボールコンポスト	段ボール箱の中に土壌改良剤（ピートモス、もみ殻くん炭）を入れ、微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥化するものです。
中間処理	排出されたごみを衛生的に減量化・資源化・安定化させる処理の総称であり、最終処分前に行う処理のことです。具体的な方法としては、焼却処理、溶融処理、固形燃料化、堆肥化、破砕・選別処理などがあります。
厨芥類	家庭の台所や飲食店等から発生する調理くず、食べ残しなどの生ごみのことです。
沈砂	し尿処理施設の処理過程で発生する砂のことです。
展開検査	ごみの中間処理施設に直接搬入されるごみに処理困難物や資源物が混入していないか検査する指導啓発のひとつです。

ナ行

生ごみ堆肥化容器	生ごみをコンポスト（堆肥）にする容器です。本計画では、段ボールコンポスト、設置型コンポスト容器及び密閉式非設置型コンポスト容器をいいます。

ハ行

廃棄物処理法	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことです。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

廃食用油	家庭から排出されるてんぷら油などのことです。回収し、資源化を行うことでバイオディーゼル燃料になります。
ＰＤＣＡサイクル	「計画の策定」、「施策の実行」、「評価」、「見直し」の４つの段階を継続的に繰りしながら、計画を点検、評価、見直しを行うことです。

マ行

マルチング	夏場の地面や畑の乾燥防止、冬場の保湿・保温や雑草防止のため、ビニールやわらなどの自然素材で畑や地面を覆うこと。

ヤ行

有機性廃棄物	成分が動植物に由来する廃棄物のことです。
容器包装	「容器」と「包装」のことで、缶やペットボトルなどの商品を入れる物であったり、包装紙やラップなどの商品を包む物であったり、商品を消費、または、使用することで不要となる物のことです。
容器包装リサイクル法	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことで、容器包装廃棄物のリサイクルを促進することを目的する法律です。市民は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うなどの役割分担によりリサイクルを推進するものです。

ラ行

リサイクル	廃棄物等を原材料として再生し利用することです。再生利用には、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサクル、化学的に処理して製品の化学原料にすることをケミカルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルがあります。
リサイクル（再生利用）率	ごみの総処理量のうちの資源化した量の割合をいいます。
リデュース	廃棄物の発生を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先される取組みです。
リペア	修理のことです。
リユース	使用された製品や部品、容器等を再使用することです。